

第 18 回 賀茂地域広域連携会議

平成 30 年 10 月 31 日（水）14 時～16 時
賀茂危機管理庁舎 1 階各班室

次 第

1 情報提供

- (1) 自治体戦略 2040 構想研究会と地方制度調査会 資料 1

2 協議事項

- (1) 教育委員会の共同設置専門部会 資料 2
・賀茂地域教育振興方針重点取組項目等

3 報告事項

- (1) 若者定住専門部会 資料 3
・賀茂の子づくり、具体的な行動・推進装置づくり
・利便性の高い窓口づくり
- (2) 公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）専門部会 資料 4
・水道事業の広域連携等
- (3) その他報告
- ア 賀茂地域健康寿命延伸等協議会の取組 資料 5
- イ 賀茂地方税債権整理回収協議会による市町村税の徴収実績 資料 6

4 その他

第18回 賀茂地域広域連携会議 出席者名簿

平成30年10月31日（水）14時～16時

賀茂危機管理庁舎 1階各班室

賀茂地域広域連携会議

所属・役職等	氏名	備考
静岡県副知事	土屋 優行	
下田市長	福井 祐輔	
東伊豆町長	太田 長八	
河津町長	岸 重宏	
南伊豆町長	岡部 克仁	
松崎町長	長嶋 精一	
西伊豆町長	星野 浄晋	
静岡県議会議員 《参与》	森 竹治郎	欠席

出席者

所属・役職等	氏名
下田市統合政策課長（幹事）	黒田 幸雄
東伊豆町企画調整課長（幹事）	遠藤 一司
河津町企画調整課長（幹事）	後藤 幹樹
南伊豆町企画課長（幹事）	菰田 一郎
松崎町企画観光課長（幹事）	高橋 良延
西伊豆町まちづくり課長（幹事）	大谷 きよみ

出席者

所属・役職等	氏名
美しい伊豆創造センター事務局長	鈴木 伸二
静岡県経営管理部地域振興局地域振興課長代理	千葉 基広
静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課長	山田 琢也
静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課財政班長	大森 康弘
静岡県暮らし・環境部管理局政策監（移住・定住担当）付企画班主幹兼副班長	吉川 真奈美
静岡県暮らし・環境部環境局水利用課長	前島 正典
静岡県教育委員会理事（総括担当）	渋谷 浩史
静岡県教育委員会義務教育課長代理	中山 雄二
静岡県教育委員会静岡教育事務所地域支援課参事（賀茂地域教育振興センター駐在）	山梨 美恵子
静岡県教育委員会賀茂地域教育振興センター幼児教育アドバイザー	土屋 幸子
静岡県賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	塩崎 弘典
静岡県賀茂地域局参事兼危機管理課長	水野 武
静岡県知事直轄組織知事戦略局知事戦略課参事（賀茂危機管理庁舎駐在）	柳川 典之
静岡県賀茂広域消費生活センター所長	野毛 勉
静岡県下田財務事務所長	中島 敏雄
静岡県賀茂健康福祉センター所長	大村 新治
静岡県賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	本間 善之
静岡県賀茂健康福祉センター福祉部長兼福祉課長	進士 信実
静岡県賀茂健康福祉センター医療健康部長兼地域医療課長	三井 照美
静岡県賀茂農林事務所長	三輪 照光
静岡県下田土木事務所長	松木 正一郎
静岡県下田土木事務所次長兼企画検査課長	酒井 浩行

事務局

所属・役職等	氏名
静岡県賀茂地域局長	北村 誠
静岡県賀茂地域局次長兼地域課長（幹事長）	和田 誉雄
静岡県賀茂地域局地域課地域班長	飯田 雅之

賀茂地域広域連携会議 テーマの検討状況

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
行政分野の連携	1	消費生活センターの共同設置(県民生活課)	定期的に運営協議会を開催 「賀茂広域消費生活センター」を平成28年4月に設置
	2	教育委員会の共同設置 (教育総務課・義務教育課)	第12回 H29. 2. 6 第13回 5.10 第14回 7.31 第15回 11.13 第16回 H30. 1.31 第17回 5. 7 第18回 7.23 第19回 9.26 第20回 ~今後調整 「賀茂地域教育振興方針」を平成29年2月21日に策定 「賀茂地域教育振興センター」を平成29年4月に開所(指導主事の共同設置) 7/23 専門部会において、幼児教育アドバイザーの設置手法について協議を実施し、大学との連携推進について静岡大学・静岡県立大学・静岡文化芸術大学との包括連携協定に係る専門部会案を取りまとめた。また、各高校の魅力化推進協議会の検討状況を報告し、賀茂地域学校魅力化推進協議会に係る検討の方向性について意見交換を実施した。 9/26 専門部会において、幼児教育アドバイザーの設置については各市町の希望に沿った設置案等、大学との連携推進については包括連携協定案について、専門部会案をとりまとめた。高校の魅力化についてはアンケート項目の確認を行った。また、静岡大学武井教授により「人口減少社会下の学校づくりについて」と題して講演を実施した。 資料2
	3	税の徴収事務の共同処理 (税務課・市町行財政課)	第5回 H29. 8.17 第6回 9.29 第7回 10.24 今後、定期的に運営委員会を開催 「賀茂地方税債権整理回収協議会」を平成28年4月に設置 平成30年度以降の共同徴収の継続決定(平成29年12月15日基本協定締結) 資料6
	4	監査事務の共同化 (市町行財政課)	第2回 H28. 7. 7 第3回 10. 7 第4回 11.25 「監査のあり方」を踏まえた、監査事務様式・マニュアル等の共有化 「賀茂地域監査事務連絡会議」の設置
	5	災害時における人的・技術的支援体制の構築(土木防災課)	第2回 H28. 4.25 『賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成28年8月に施行 『静岡県「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成29年4月に施行(拡大)
	6	地籍調査の共同実施 (農地計画課)	第6回 H28. 5.24 第7回 7. 4 第8回 8. 9 第9回 8.25 第10回 9.26 「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を平成28年10月19日に締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」を設置 共同実施を平成29年4月から開始
	7	地域包括ケアシステムの構築・運用 (長寿政策課)	第19回 H29. 6. 2 第20回 6.14 第21回 6.29 第22回 8. 9 第23回 8.17 第24回 9.15 第25回 10.16 第26回 11.15 「賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定」を平成29年12月15日に締結し、「賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会」を設置 県、賀茂地域1市5町及び民間(3師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会))が一体となり、「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定」を平成30年2月19日に締結し、「賀茂地域健康寿命延伸等協議会」を設置 資料5
	8	技術的・専門的知識を要する事務の共同処理(技術職員の共同利用)(市町行財政課)	第1回 H28. 7. 7 第2回 10. 7 第3回 11.25 『「技術的・専門的知識を有する職員」の共同利活用～「技術的・専門的知識を要する事務」の共同処理マニュアル～』策定
	9	公共施設の長寿命化、共同活用・管理(水道事業)(市町行財政課)	第5回 H29. 2. 2 第6回 8.10 第7回 11. 6 第8回 H30. 1.16 第9回 4.17 第10回 7. 3 第11回 ~今後調整 市町が策定する「経営戦略・水道ビジョン」策定に係る共通仕様書を取りまとめ 同策定のサポート 7/3 専門部会において、財務会計システムの共同化(クラウド化)に係る進捗状況・今後のスケジュール及び協定書案を確認し、次回の連携会議までに協定書を締結し、各市町において随時必要な作業を進めることについて合意した。 資料4

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
	10 伊豆半島クリーン作戦	第4回 H28. 6. 17 第5回 8. 26	平成27年度に15ヵ所(7市6町)で清掃活動を実施(約1,500人参加) (平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化)
	11 伊豆半島食の祭典	第6回 11. 7 第7回 12. 27	平成27年度に伊豆半島内の道の駅7箇所を含め、全10回、物産展を開催 (平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化)
	12 伊豆半島周遊ルートの開発	第8回 H29. 8. 3	南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携した観光周遊モデルルートの策定、オープンデータの公開等 観光周遊サイト(デカケルJP)及び賀茂地区歴史的建造物地域資源調査結果の利活用
	13 歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり		
官民・民の連携	14 若者定住 (賀茂地域局)	第1回 H29. 6. 6 第2回 7. 7 第3回 8. 2 第4回 9. 7 第5回 10. 5 第6回 12. 1 第7回 H30. 3. 16 第8回 4. 16 第9回 6. 13 第10回 7. 11 第11回 10. 12 第12回 ~ 今後調整	<p>転出入時任意アンケートの全市町導入(基本項目共通化)、相談初期受付時の対応機能の充実・強化 新成人に対する任意アンケートの全市町実施 6/13 専門部会において、高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップに向けて、「年少者雇用事業者研修会」の実施について合意した。 7/11 専門部会において、利便性の高い窓口づくりに係るワンストップ窓口化へ向けて、民間団体へ委託可能な業務について意見交換を実施した。 10/12 専門部会において、高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップは、冬・春休みに向け、受講事業者の拡大を目指したブロック開催を調整すること、取組の中心に、商工会議所・商工会等の参画を要請し、進めることを確認した。また、ワンストップ窓口化に向けて、地域外で自治体の移住窓口業務を受託している民間団体の活用も視野に入れた検討を進めることについて確認した。</p>

自治体戦略 2040 構想研究会と地方制度調査会

(経営管理部市町行財政課)

(要 旨)

総務省の研究会「自治体戦略 2040 構想研究会」は、人口減少の影響から都市機能維持等が深刻化する 2040 年を見据えた自治体改革について報告を取りまとめた。

国は、今後、第 32 次地方制度調査会において、圏域行政の強化等の検討を本格化させる見込み。

1 第32次地方制度調査会（平成30年7月発足）

総務省は、地方自治制度の重要な改正に当たっては、首相の諮問機関である地方制度調査会で議論をする(参考 5(1))。

第32次地方制度調査会の審議内容

人口減少の深刻化等、2040年頃に顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係等の地方行政体制のあり方

同審議スケジュール

専門小委員会を設置し、2年以内に答申を取りまとめ

近年の地方制度調査会

区分	答申年月	テーマ	主な答申内容
第 27 次	H15.11	基礎自治体のあり方	旧合併特例法失効後の合併推進
第 28 次	H18.2	広域自治体のあり方	道州制の導入について検討
第 29 次	H21.6	基礎自治体のあり方 監査・議会制度	合併特例法を延長しない 広域連携の活用を推進
第 30 次	H25.6	基礎自治体の行政サービス 大都市制度の改革	広域連携制度の拡充
第 31 次	H28.3	人口減少社会に対応する 地方行政体制のあり方	地方独立行政法人の活用 等
第 32 次		人口減少社会における 圏域単位の行政のあり方	(圏域行政の強化等の検討)

2 自治体戦略 2040 構想研究会 報告の概要（平成 30 年 6 月） 自治体改革関係抜粋

全国の人口の動向・人口段階別市区町村の推移

2040 年頃までの個別分野の課題（インフラ・公共交通）

新たな自治体行政の基本的考え方

圏域マネジメント

個々の市町村のフルセット主義から脱却、圏域単位の行政を標準化

広域課題への対応力（圏域のガバナンス）強化の仕組みづくり

個々の制度へ圏域をビルトイン化、連携を促すルールづくり

都道府県の補完機能の見直し及び都道府県・市町村の「二層制」の柔軟化 等

各種研究会による特定分野の検討

区分	期間	主な検討内容
基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会	H25.7～H26.1	連携協約など、新たな広域連携についての検討
地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会	H25.11～H26.3	自治体を取り巻く直近 20 年における諸課題への対応を検証
地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会	H26.5～H26.12	クラウド化など、ICTの活用等による業務の標準化・効率化について検討
地方議会・議員に関する研究会	H28.11～H29.6	地方議員の確保のための課題について検討
広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会	H28.12～H29.6	市町村間連携が困難な地域における都道府県の補完について検討
町村議会のあり方に関する研究会	H29.7～H30.3	小規模自治体における議会のあり方について検討
水道財政のあり方に関する研究会	H30.1～H30.10	持続的経営確保のための対応等を検討
自治体戦略 2040 構想研究会	H29.10～H30.6	人口減少と高齢化が顕著となる 2040 年頃を見据えた自治体改革

3 市町村合併と広域行政に関する施策の推移

近代地方自治制度は、行政の最小単位である市町村について、合併と広域行政を交互に推進することにより、拡大する生活圏域に対応する施策をとってきた。

自治体戦略 2040 構想研究会では、急激な人口減少を受け、個別市町村のフルセット主義脱却と圏域単位での行政のスタンダード化などに言及している。

時代	市町村合併	広域行政
明治	明治の大合併 小学校事務等の処理	組合制度の創設 明治の大合併から外れた町村 1888 町村制（組合制度創設） 1911 市制改正（組合制度の適用）
昭和	昭和の大合併（～1961） 中学校事務の処理 1953 町村合併促進法	広域連携の推進 高度経済成長に伴う行政需要への対応 廃棄物処理・消防等での一組が急増 1970 広域市町村圏振興整備措置
平成	地方分権改革 機関委任事務の廃止 1999 地方分権一括法制定	広域連携の推進 多様な広域連携制度の提供 制度活用は各自治体が選択 参考 5(2)
	平成の大合併（～2010） 分権に応じた自治能力の向上 合併特例法・合併推進法	
		人口減少を踏まえた広域行政の展開 フルセット主義の脱却 圏域行政の法制化 都道府県の補完機能の見直し 等

4 添付資料

第32次地方制度調査会 諮問
自治体戦略2040構想研究会 報告の概要
関連記事

別紙 1
別紙 2
別紙 3

5 参考

(1) 第32次地方制度調査会の開催状況

日程	会議	主な議題
H30.7.5	第1回総会	首相からの諮問、会長等の選任
7.31	第1回専門小委員会	諮問事項の説明、議論の方向性等
9.12	第2回専門小委員会	各行政分野の課題について(関係府省の聴取)
9.27	第3回専門小委員会	各行政分野の課題について(地方の意見聴取)

(2) 現在の広域行政制度（総務省作成資料）

共同処理制度	制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み 連携協約 協議会 機関等の共同設置 事務の委託 事務の代替執行	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
別法人の設立を要する仕組み 一部事務組合 広域連合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

府 企 第 93 号

平成 30 年 7 月 5 日

地方制度調査会会長 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

地方制度調査会設置法（昭和 27 年法律第 310 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告の概要

～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～

I 我が国の人口の動向・人口段階別市区町村の変動(2015→2040)(P.1～3)

II 2040年頃までの個別分野の課題(P.4～9)

第一次報告

- 1 子育て・教育
- 2 医療・介護
- 3 インフラ・公共交通
- 4 空間管理・防災
- 5 労働力
- 6 産業・テクノロジー

III 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応(P.10・11)

第一次報告

- 1 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
- 2 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- 3 スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

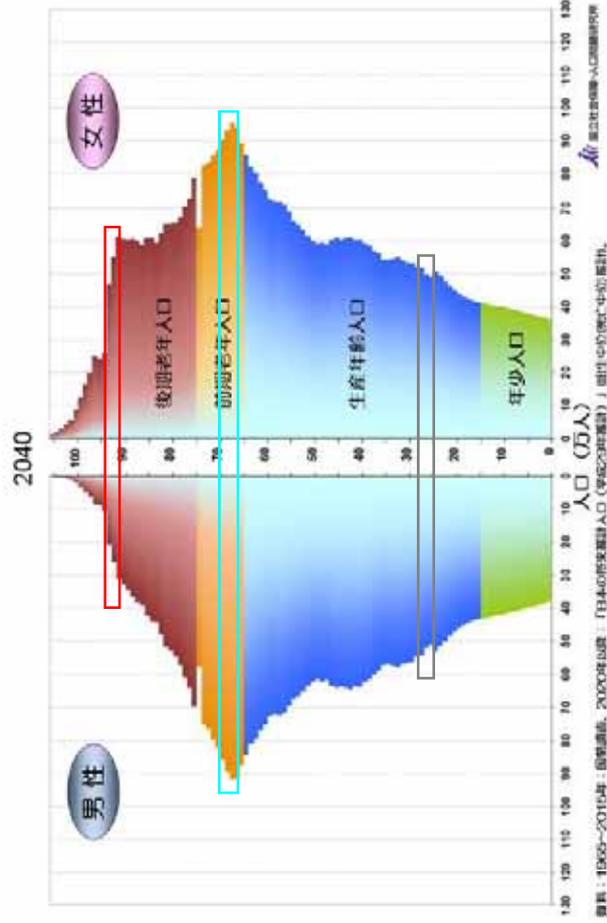
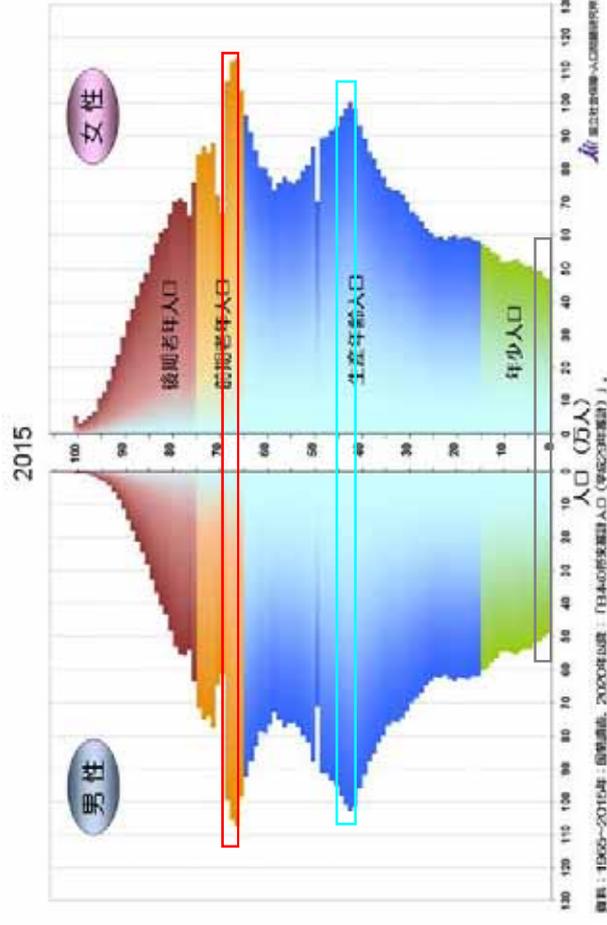
IV 新たな自治体行政の基本的考え方(P.12・13)

第二次報告

- 1 スマート自治体への転換
- 2 公共私によるくらしの維持
- 3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
- 4 東京圏のプラットフォーム

我が国の人口の動向について

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



出典:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
団塊ジュニア 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
【参考】 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

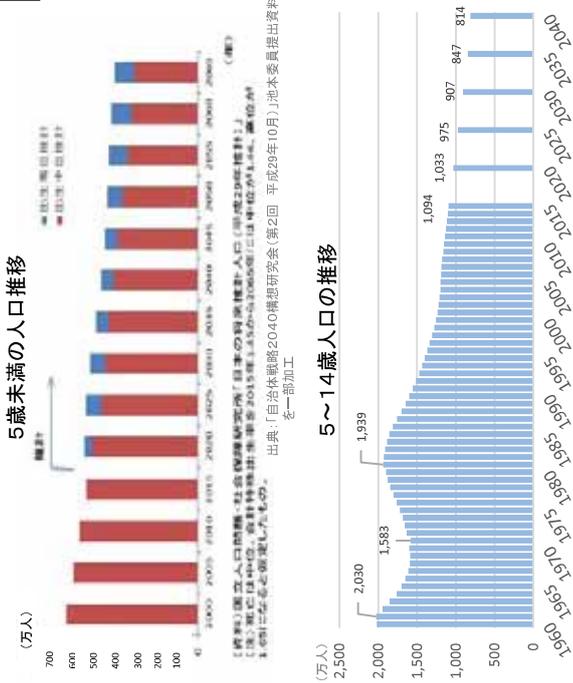
※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典:出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

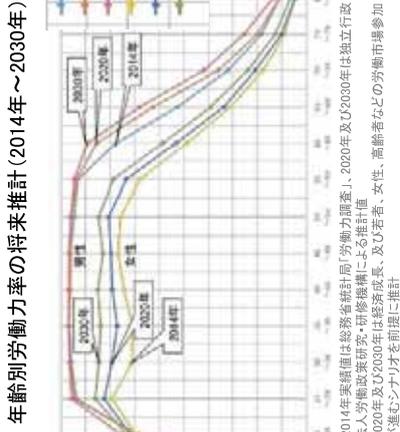
2040年頃までの個別分野の課題①(子育て・教育)

第一次報告

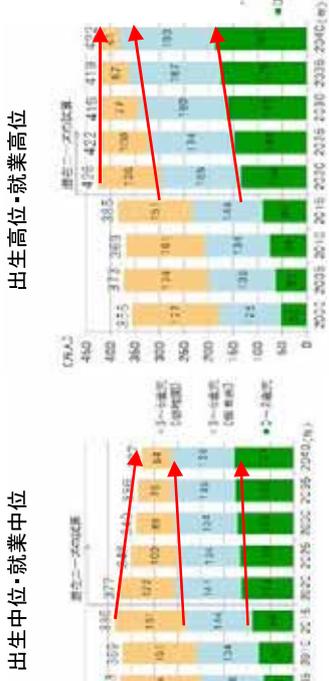
【子育て】 **5歳未満人口、5～14歳人口ともに減少傾向。**



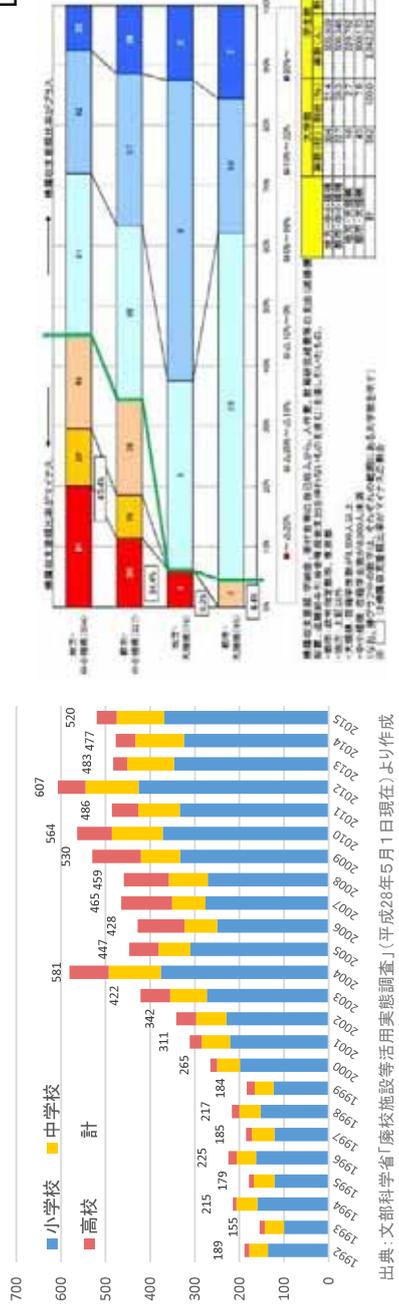
【子育て】 **社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要。**



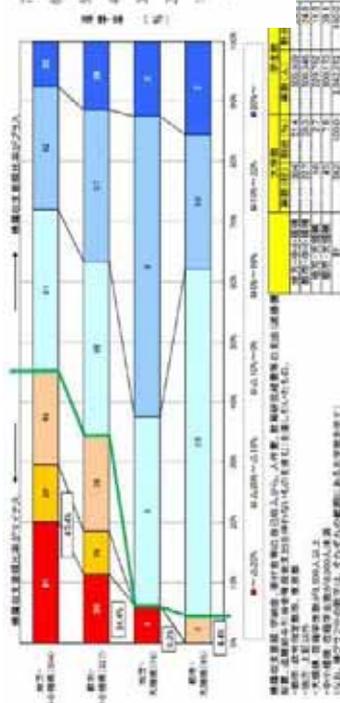
【子育て】 **幼稚園ニーズは減少。保育所ニーズは増加。**



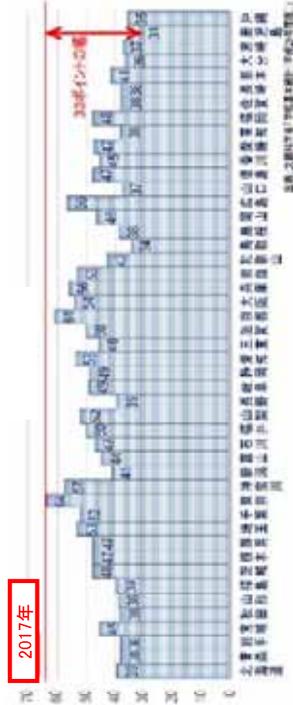
【学校】 **児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加。**



【大学】 **地方の私立の小規模大学は経営が厳しい。**



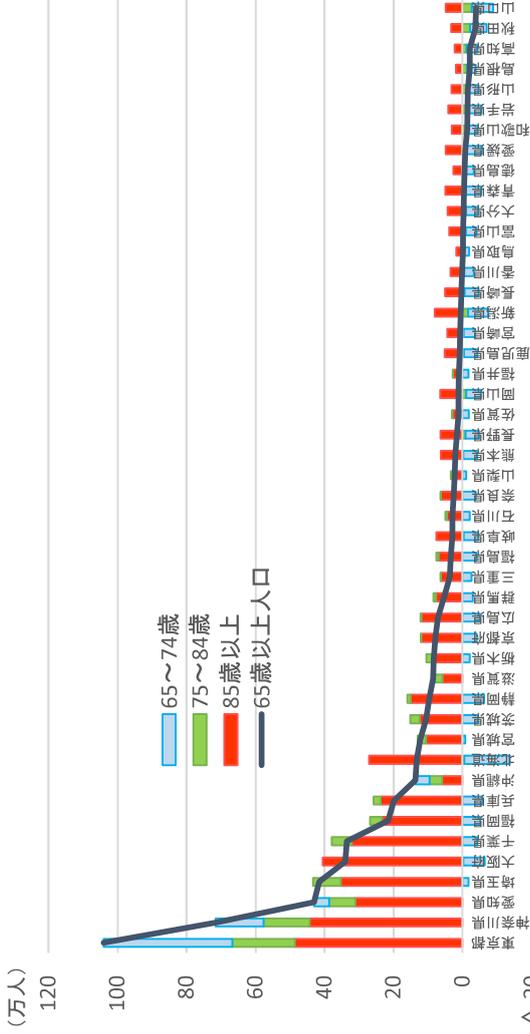
【大学】 **大学進学率が低い地方圏において、高等教育を受ける機会となる喪失につながるおそれ。**



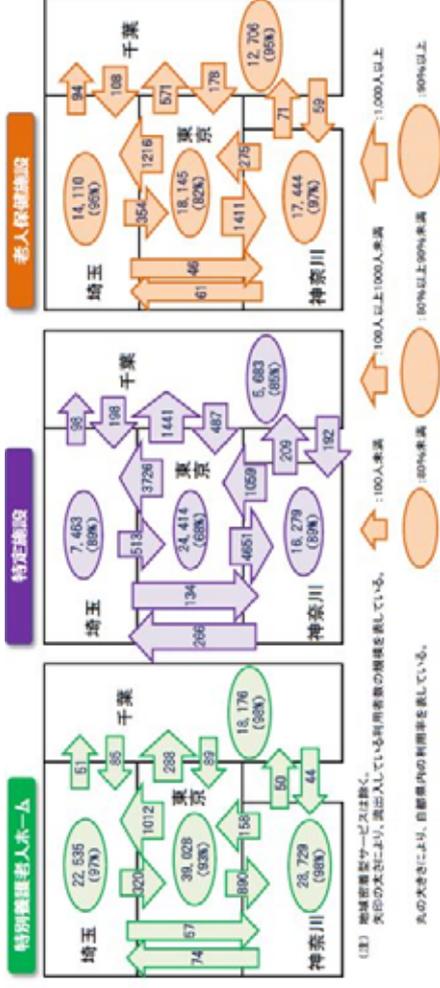
2040年頃までの個別分野の課題②(医療・介護)

第一次報告

【高齢者】 東京圏を中心に、高齢者(特に医療・介護ニーズが高まる85歳以上)が2040年にかけて増加。



【介護】 東京圏では、県境を越えて介護施設等を利用。東京都が最も他県への依存度が高い。



【介護】 介護人材の需給ギャップが拡大。

	2000年	2013年	2025年
介護職員	55万人	171万人	【需要見込み】 253.0万人 【現状推シナリオによる供給見込み】 215.2万人 【需給ギャップ】 37.7万人

※ 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービスマン等に基づく推計
※ 供給見込み(約215万人)については、現状推シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来的に出生年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的取り組む新たな施策の効果は含んでいない)

出典: 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)」について(平成27年6月24日)より作成

【高齢者】 一人暮らし高齢者が増加。高齢者が増加する東京では、家族や地域の支えが弱い。

65歳以上の一人暮らし高齢者の動向



認可地域団体(自治会等)の加入率

都道府県	認可地域団体数(単位)	加入率別の割合(%)			
		0-50%	50-70%	70-90%	90%以上
山形県	152	0.7	7.2	15.8	76.3
埼玉県	148	3.4	31.8	25.0	39.9
東京都	142	19.7	54.2	17.6	8.5
岐阜県	222	0.5	12.2	44.6	42.8
鳥取県	161	0.0	5.6	15.5	78.9
全国計	8,461	2.9	13.9	27.5	55.7

※ 総務省「地域」による団体の認可事務の状況等に関する調査結果(H26.3) 認可地域団体はH20.4～H25.6に認可されたものが対象。

2040年頃までの個別分野の課題③(インフラ・公共交通)

第一次報告

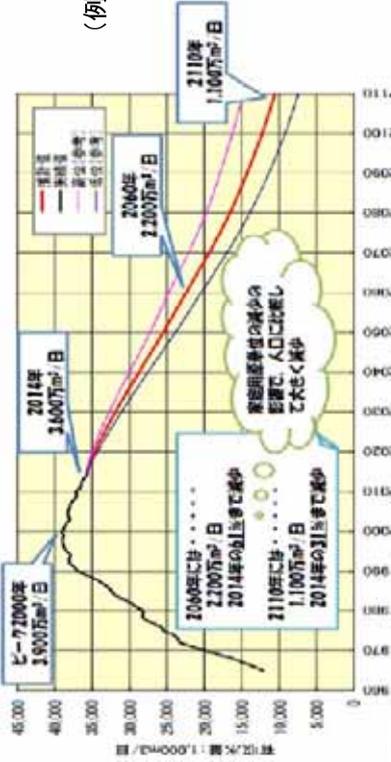
【インフラ】老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加。

【インフラ】人口減少下では、公営企業(水道)の料金が上昇するおそれ。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋樑 【約4.0万km ² (延長2m以上の橋約70万のうらう)】	約16%	約40%	約65%
トンネル 【約1万本 ^(注1) 】	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等) 【約1万施設 ^(注2) 】	約24%	約40%	約62%
下水道管まよ 【総延長 約44万km ^(注3) 】	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 【約5千施設 ^(注4) (水深-4.5m未満)】	約7%	約29%	約56%

(注1) 調査対象は延長約200m以上のトンネル。割合は延長ではなく、トンネルの総延長を基準として算出している。
 (注2) 調査対象は延長約100m以上の水門。割合は延長ではなく、水門の総延長を基準として算出している。
 (注3) 下水道管まよは延長約100m以上の管まよ。割合は延長ではなく、管まよの総延長を基準として算出している。
 (注4) 調査対象は水深約4.5m以上の岸壁。割合は水深ではなく、岸壁の総延長を基準として算出している。
 出典: 内閣府「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(第1回)」(平成26年10月16日)「参考資料」より作成



(例)小規模市町村(A町)の水道事業の見直し

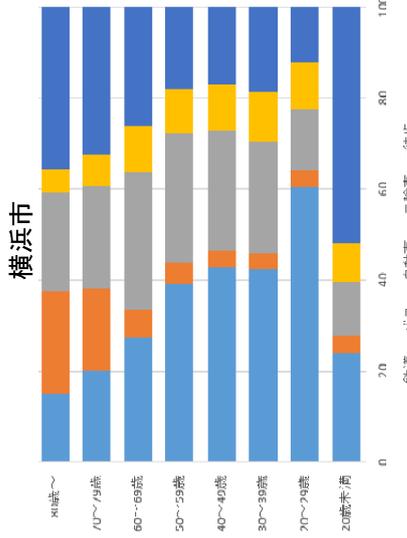
	H29(2017)	H39(2027)	H49(2037)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価(円/m ³)	174.6	323.6	602.7
平均的な4人家族の料金	3,957円	7,335円	13,861円

出典:厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書(平成28年11月25日)
 ※:高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡・低位出生高位(高位)、死亡・高位出生低位(低位)の推計結果

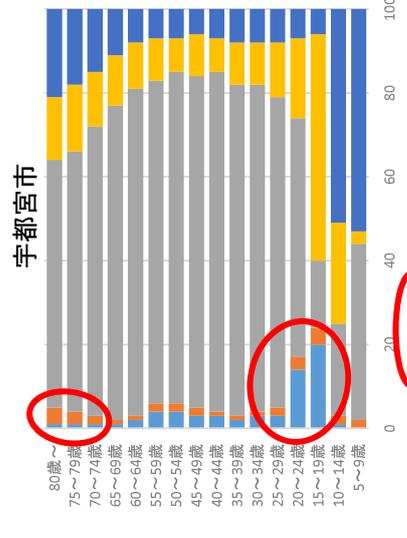
【公共交通】地方圏では、高齢者の利用は少なく、主要な利用者である高校生が減少すると、さらに民間事業者の経営環境が悪化するおそれ。

【公共交通】乗合バス・鉄道の廃止路線が増加。

年齢と地域により異なる交通手段

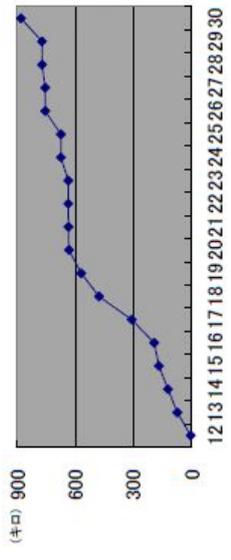


出典:第5回東京都圏(バーン)トリップ調査横浜浜市版 独自集計結果(平成21年11月)より作成



出典:宇都宮市県央広域都市圏生活行動実態調査(平成26年5月・6月)より作成

鉄道廃止路線長の推移(平成12年以降累計)
 【平成30年4月1日時点】



出典:国土交通省HP(地域鉄道の現状「近年廃止された鉄道路線(平成12年度以降)」)
 出典:国土交通省「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」
 第1回資料(平成28年6月18日)より作成

廃止路線(乗合バス・鉄道)の状況 (各年度)

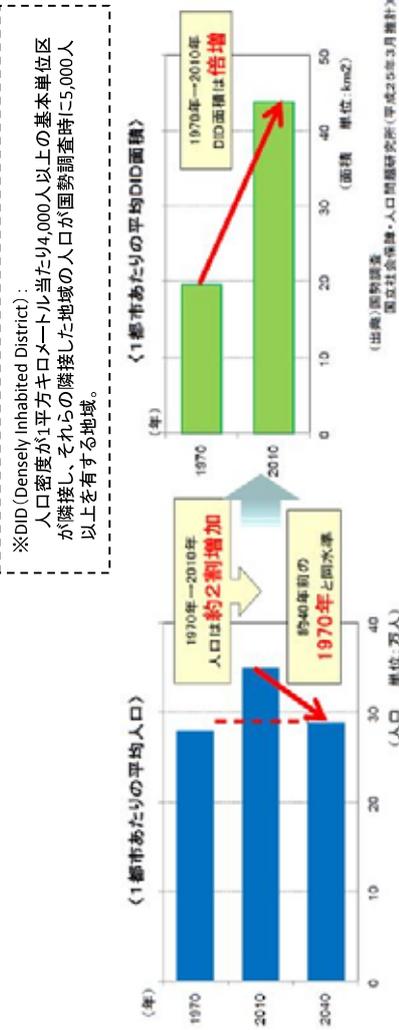
	廃止バス路線キロ
19年度	1,832
20年度	1,911
21年度	1,856
22年度	1,720
23年度	842
24年度	902
25年度	1,143
26年度	1,590
計	11,796

2040年頃までの個別分野の課題④(空間管理・防災)

第一次報告

【空間管理】 都市では、人口減少により、「都市のスポンジ化」やDID(人口集中地区)の低密度化が進行。

地方の県庁所在地の人口とDID面積の推移 ⇒ DIDの低密度化



出典:国土交通省「社会資本整備審議会 都市計画基本問題小委員会(平成29年2月)」資料

20年間に於ける空き地等の分布の変化 ⇒ スポンジ化

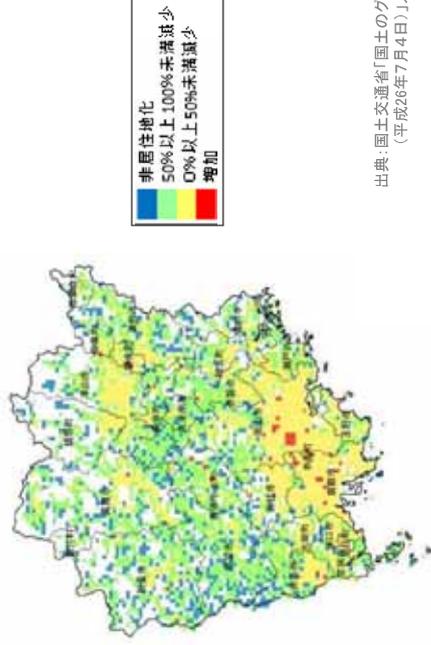
茨城県日立市の事例



出典:国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな活用方策に関する調査研究」(平成27年3月)
※ 本資料は、自治体戦略2040構想研究会(第5回 平成29年12月) 事務局資料から引用しているもの。

【集落】 中山間地域では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。

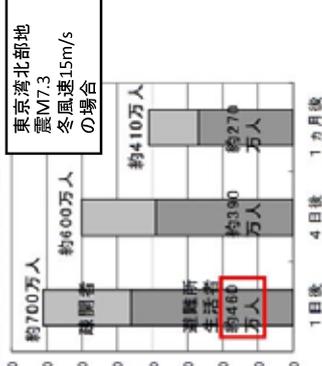
岡山県の人口の増減(2010→2050)



出典:国土交通省「国土のグランドデザイン2050(平成26年7月4日)」人口関係参考資料

【防災】 首都直下地震発災時には避難所生活者が最大約460万人が発生。23区では収容力が不足。

避難者に係る被害想定



調査者:避難所以外へ避難・滞りする人

東京都区部で発生する避難所の不足量



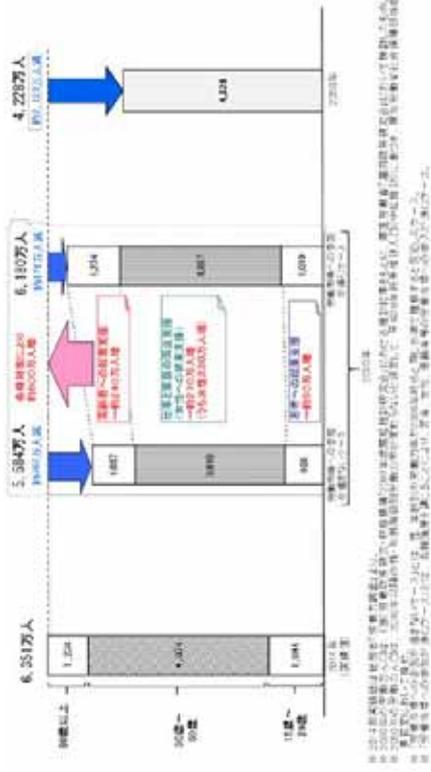
※ 夜間人口を基に試算されている

出典:内閣府首都直下地震避難対策等専門調査会報告(平成20年10月)

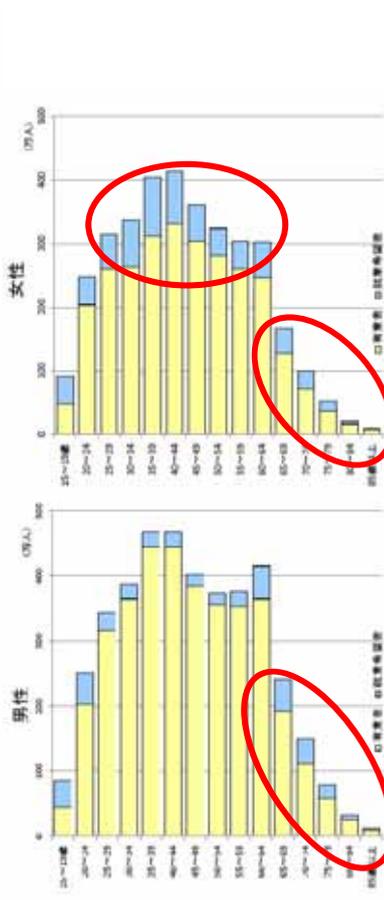
2040年頃までの個別分野の課題⑤(労働力)

第一次報告

【労働力】高年齢者と女性、若者の労働参加が進まないと労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)



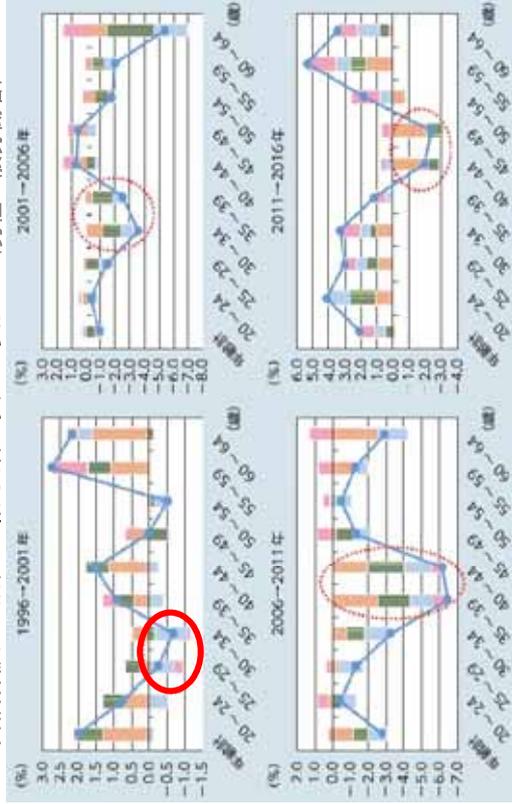
【就労ギャップ】高年齢者と女性は、就職希望者数に対し、有業者が少ない。



(注)「就業希望者」は、ふだん仕事をしない「無業者」のうち、何か収入のある仕事をしたかと思っている者であり、実際に求職活動をしている「求職者」を含む。いわば潜在的労働力に相当する者。
 ※ 本資料は第二次報告から引用しているもの。

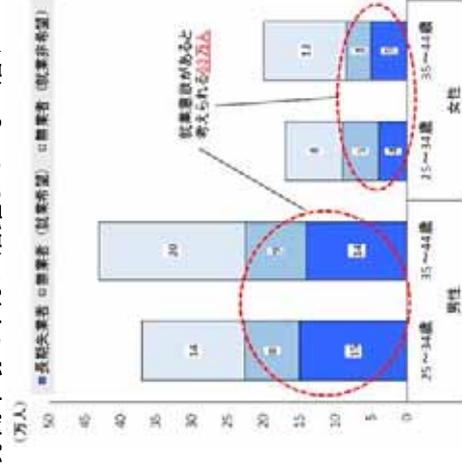
【就職氷河期】バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代(特に1972~76年生まれ)は長期にわたり給与が低い。

年齢階級別 所定内給与額の変化と要因 (男性一般労働者)



【就職氷河期】就業意欲がある長期失業者、無業者が多い。

労働市場で十分に活躍していない層(2015年)

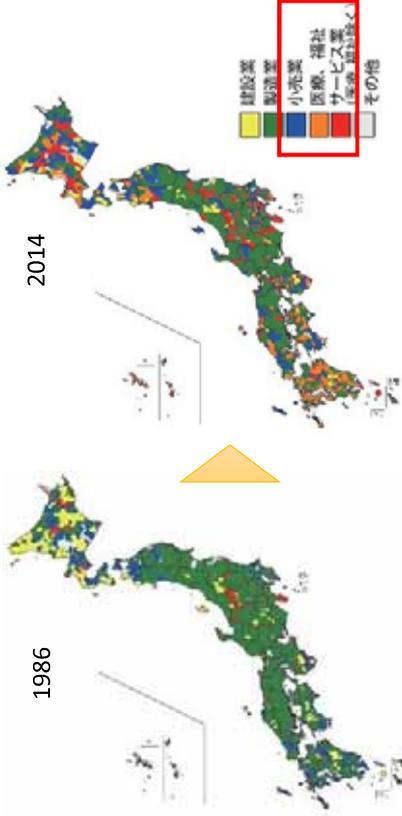


2040年頃までの個別分野の課題⑥(産業・テクノロジー)

第一次報告

【産業】地方圏では労働集約型サービス産業が増加。

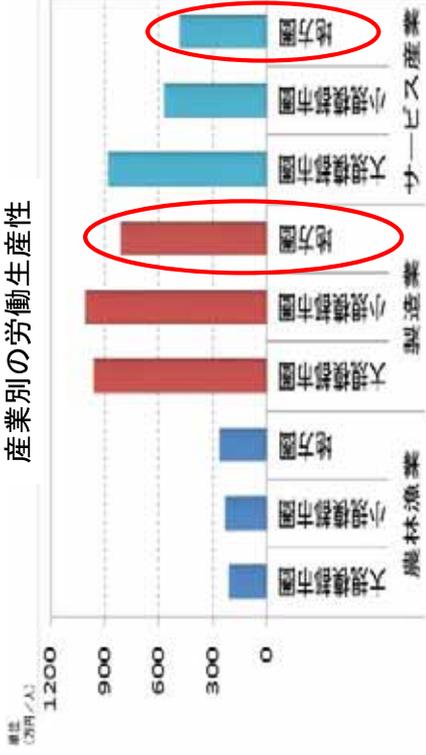
従業者数が最多となる業種(市町村別)



出典: 経済産業省「平成29年版中小企業白書」

【産業】地方圏のサービス産業は生産性が低い。

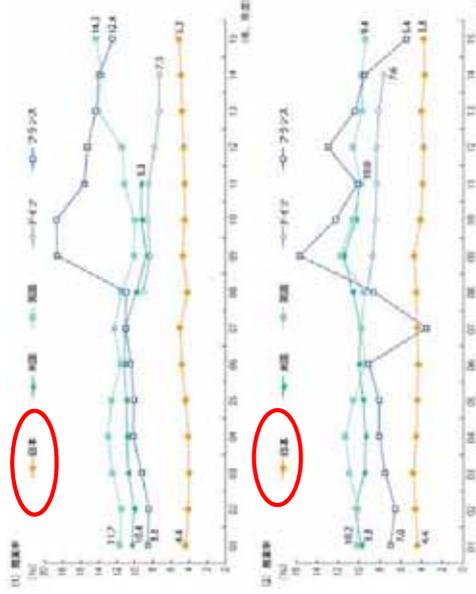
産業別の労働生産性



出典: 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「地域しごと創生会議(第1回 平成27年11月)」事務局資料

【産業】閉業率・廃業率が低水準に止まり、産業の新陳代謝が低調。

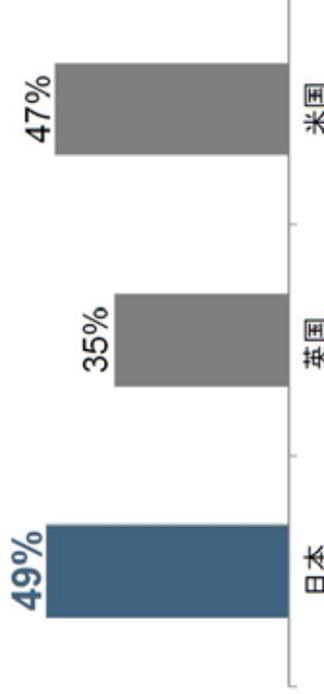
開業率の国際比較



出典: 「自治体戦略2040構想研究会(第6回 平成30年1月)」横田委員提出資料

【テクノロジー】ロボットやAI(人工知能)、生命科学と共存・協調する社会を構築する必要がある。

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合



※米国データはオズボーン准教授、フレイ博士の共著「The Future of Employment」(2013年)、英国データはオズボーン准教授、フレイ博士、およびロボット・マシニング社による報告結果(2014年)

出所) NRIと英オックスフォード大学マイケルA. オズボーン准教授等との共同研究(2015年)
出典: 厚生労働省「労働政策審議会労働政策基本部会(第3回平成29年12月)」(株式会社野村総合研究所 未来創発センター2030年研究 上田恵陶奈氏発表資料)

- ◆ 2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機を乗り越えるべく、**全ての府省が政策資源を最大限投入**するに当たって、**地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォーム**であり続けなければならない。
- ◆ **新たな自治体と各府省の施策(アプリケーション)の機能**が最大限発揮できるようにするための**自治体行政(OS)**の書き換えを大胆に構想する必要がある。

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

2040年頃にかけての危機

- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ
- 東京圏には子育てでの負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化
- 中山間地域等では、集落機能の維持や耕地・山林の管理がより困難に

考えられる対応

- **元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み**
- **圏域内の自治体が連携した医療・介護サービス供給体制**
- AIによる診断など**技術革新の成果を積極的に導入し、支え手不足を緩和**
- **共働き社会に対応した保育サービス**、より安定的な就業環境とワークライフバランス、**長時間通勤を減らす職住環境**など、複合的な少子化対策
- ワークライフバランスを実現しやすい**地方圏に移住しやすい環境の整備**
- **サービス業**について、多様な人材が集積する**指定都市や中核市等を中心**として、新陳代謝による**イノベーションを誘発し、稼ぐ力を高める**
- **意欲ある担い手への集約を進め、農林水産物の輸出を拡大**
- 中山間地域等において、集落移転を含め、地域に必要な**生活サービス機能を維持する選択肢**の提示と将来像の合意形成
- 粗放的な針広混交林としての保全など、**保険的な管理も選択肢化**

2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない
- 若者の労働力は希少化し、公民や組織の枠を超えた人材確保が必要
- 教育の質の低下が、技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれ

考えられる対応

- 男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築
- 活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代の不安定な就労環境にある人々が就労の場が得られるような受け皿づくり
- 共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が必要なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築
- 量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、質の高い教職員を確保し、子供たちに充実した教育環境を提供
- 学び直しや高度なSTEM教育(科学・技術・工学・数学)の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保

3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに
- 高度経済成長長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加

考えられる対応

- 地域経済をけん引する都市機能や生活機能を確保するため、DID(人口集中地区)における一定の集積を維持
- より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
- 量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、活用方法の多様化などにより価値を向上
- 東京圏において、郊外を含めた圏域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような圏域の構築

新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

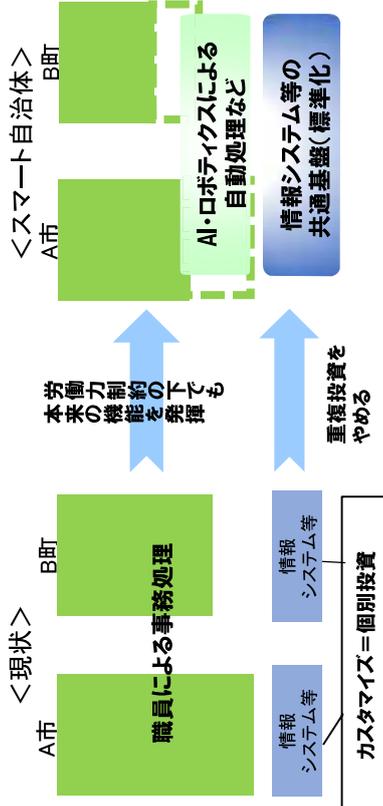
スマート自治体への転換

＜破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ＞

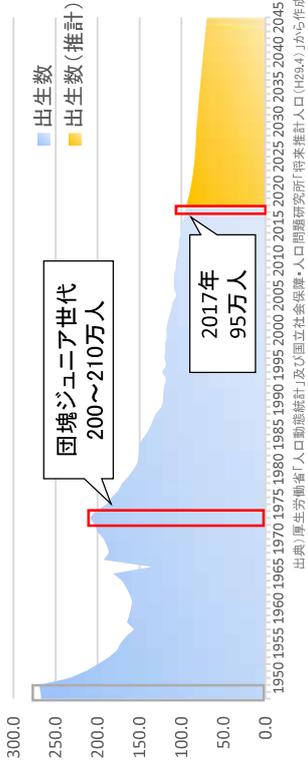
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要がある。

＜自治体行政の標準化・共通化＞

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要がある。
- ⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないかと。



＜我が国の出生数の推移＞



公共私によるくらしの維持

＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

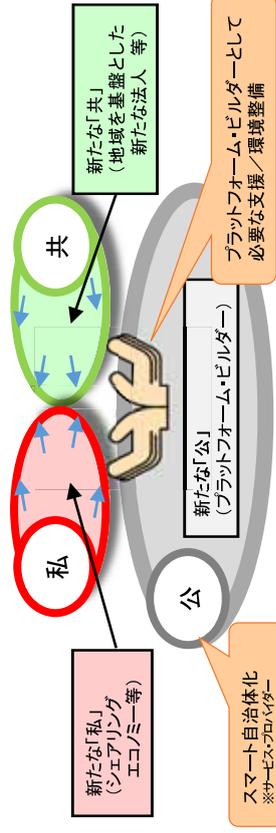
- 人口減少と高齢化により、公共それぞれをくらしを支える機能が低下。
- ⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要がある。
- 公共に必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

＜新しい公共の協力関係の構築＞

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要がある。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

＜くらしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求めめる人が、人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地域組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



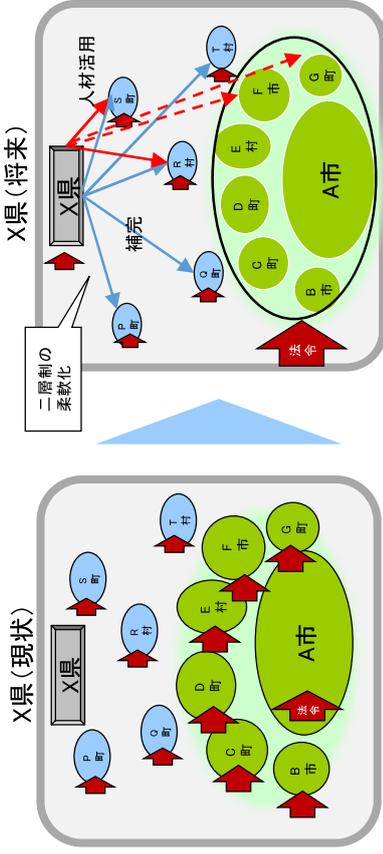
圏域マネジメントと二層制の柔軟化

<地方圏の圏域マネジメント>

- 個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
 - 現状の連携では対応できない深刻な行政課題への取組を進め、広域的な課題への対応力(圏域のガバナンス)を高める仕組みが必要。
 - 個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ 圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

<二層制の柔軟化>

- 都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では、都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出す必要がある。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、専門職員を柔軟に活用する仕組みが必要。



都市圏で維持できるサービスや施設の全体量は縮減。圏域単位での行政が必要。個々の制度に圏域をビルトイン。

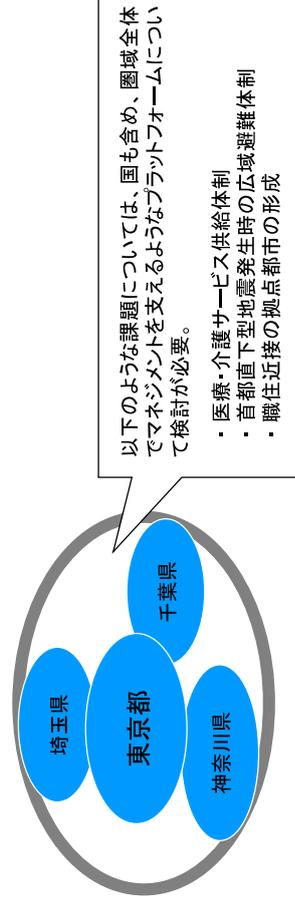
東京圏のプラットフォーム

<三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>

- 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。早急に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、地域ごとに枠組みを考える必要。

<東京圏のプラットフォーム>

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要。
- ⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについての検討が必要。
- ▶ 長期にわたる医療・介護サービス供給体制を構築する必要がある。
 - ▶ 首都直下地震に備え、広域的な避難体制の構築が必要。
 - ▶ 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で職住近接の拠点都市の構築が必要。



以下のような課題については、国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについて検討が必要。

- ・ 医療・介護サービス供給体制
- ・ 首都直下型地震発生時の広域避難体制
- ・ 職住近接の拠点都市の形成

街づくり 複数自治体で

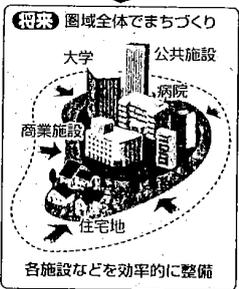
法整備方針 人口減へ連携促す

政府は、公共施設や病院、商業施設などを地方の大規模都市に集中させ、複数の自治体で構成する「圏域」単位のまちづくりを促進するための法整備を行う方針を固めた。人口減少が進んでも、地方の都市機能を維持することが目的だ。実質的に小規模自治体の役割を制約する側面がある。

△有識者研究会の報告要旨4面▽

政府は、早ければ2019年の通常国会に特別法など関連法案を提出する。少子高齢化を見据え、自主的な自治体の合併を支援してきた現行の合併特例法は20年3月に期限切れとなる。政府は自治体の基盤強化策を、合併から圏域での連携へと明確に切り替える。まちづくりや産業振興は、現行、自治体ごとに行っていたが、同じような施設が多

▽政府が検討する「圏域」主体のまちづくりのイメージ



り、同じような施設が多いため、同じような施設が中核市などを中心に近隣市町村が連携する「連携中核都市圏」(圏域)を主体にまちづくりを進める考えだ。法整備で、圏域を地方交付税の交付対象とし、規制緩和なども活用して、後押しする。反面、特に小規模自治体への交付税配分などを調整し、独自のまちづくりは事実上、抑制する方向だ。

都市機能維持へ「苦肉の策」

「国土の均衡ある発展」なく、戦後の自民政権が志向した地方行政は、大きな転換点を迎えたと見える。

政府は法整備で、まちづくりなどの役割を自治体から「圏域」へと移管していく方針だ。最終的には、小規模自治体の廃止も視野に入

に増やすとともに、将来的に新たな行政単位と位置づけ、まちづくりから社会保険などあらゆる分野を圏域主導に転換することも検討する。

高齢者人口がピークを迎える40年の自治制度の在り方を検討してきた総務省の有識者研究会(座長▽清家篤・前慶応義塾長)が3日、野田

第2次報告をまとめた。野田総務相も提出した。法整備の土台となるもので、5日から政府の地方制度調査会で制度設計が議論される。多くの小規模自治体は存続が難しくなる。圏域主体への移管は、行政サービスや都市機能を維持するための「苦肉の策」とも言える。今後、自治体や自民党から異論や反発も予想される。丁寧な議論が不可欠だろ。(政治部 豊川 慎三)

重複自治体による圏域はすでに全国で28ある。金沢市を中核に4市2町で構成する「石川中央都市圏」が4月、共同で夜間小児診療を始めるなど、全国的に幅広い分野で圏域連携が進んでいる。政府は圏域を大幅

教育委員会の共同設置

(県教育委員会)

(要旨)

平成 30 年 8 月 8 日に予定していた賀茂地域広域連携会議の開催延期を受けて、協議を予定していた項目の検討方針において、幼児教育アドバイザーについては共同で常時設置すること、また、大学との連携推進については大学と連携協定について最終的な調整を進めることを各市町長に了解をいただいた。

その後、第 19 回の専門部会を開催し、賀茂地域教育振興方針の平成 30 年度の重点取組項目等について協議を実施し、専門部会案をとりまとめた。

1 会議の概要

- (1) 日 時 : 平成 30 年 9 月 26 日 (水) 9 時 15 分 ~ 12 時
 (2) 会 場 : 静岡県賀茂危機管理庁舎 1 階各班室
 議 題 : 幼児教育アドバイザーの設置、大学との連携推進、高校の魅力化
 講 演 : 「人口減少化の学校づくりについて」(静岡大学大学院 武井 敦史 教授)

2 協議内容(専門部会案)

議 題	確認内容
幼児教育アドバイザーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育アドバイザーの設置に関して、設置方法や配置時数について了承した。別紙 1 ・また、設置手続きやスケジュールについて確認し、当初 2 年間は、東伊豆町が幹事市町となることで合意した。別紙 2 ・今後、各市町 12 月議会で連携協約、共同設置規約について上程し可決を得た後、協約等締結に向け最終的な手続きを行う。
大学との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学との連携協定に関して、西伊豆町が 1 市 5 町の窓口である幹事市町となることについて合意し、それに伴う修正協定案を了承した。別紙 3 ・今後、協定締結・調印式に向け、最終的な調整を進める。

3 報告内容

議 題	確認内容
高校の魅力化	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生及び保護者に対して実施する「賀茂地域の高校についてのアンケート」の調査項目等について協議を行うとともに、今後のスケジュールについて確認した。別紙 4
講演(静岡大学大学院 武井 敦史 教授)	<ul style="list-style-type: none"> ・静大教職大学院研究「静岡県における小・中学校再編検討ニーズ」に基づき、賀茂地域の将来も踏まえ、人口減少下での長期的展望に立った学校のあり方等について、講演を行った。 ・学校再編の展望や具体的手法等、活発な意見交換がなされた。

4 今後のスケジュール(予定)

時期	予定	内容
H30 11月29日	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育アドバイザー、大学との連携推進(具体的手続きや進捗状況、今後のスケジュールについての確認) ・高校の魅力化(アンケート調査結果速報値情報共有)
12月18日	賀茂地域広域連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携推進(連携協定の調印式。各大学学長、県教育長等出席予定) ・幼児教育アドバイザー(連携協約等の手続きの現状確認) ・高校の魅力化(アンケート調査結果速報値報告)

幼児教育アドバイザーの設置について（概要・案）

1 設置の方向性（7/23 部会后 各市町長に確認済み）

- ・ 幼児教育アドバイザーを賀茂 1 市 5 町で共同・常時設置する
- ・ 活動時間、経費の分担については、教育部会で検討する

2 活動時間・経費の考え方

- ・ 案 1：現在（週 27 時間）と同じ活動時間・経費 下田市、南伊豆町
- ・ 案 2：現在の半分（週 14 時間）の活動時間・経費 東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町

3 活動時間・経費の配分（案）

- ・ 活動時間・経費については、各市町の意見に合わせて配分する
- ・ 下田市及び南伊豆町においては案 1 を、東伊豆町、河津町、松崎町及び西伊豆町においては案 2 を実現する専門部会案を取りまとめた。（週 19 時間×49 週＝年 931 時間程度）
- ・ 週 19 時間のうち、案 2 に相当する活動時間（週 14 時間）については、1 市 5 町共通の活動時間とし、経費も 1 市 5 町で分担する
- ・ 残り 5 時間（19 - 14 = 5 時間）については、案 1 を希望する下田市及び南伊豆町に対する活動時間とし、経費も両市町で分担する

上記の案の場合の活動時間のイメージ（曜日や各日の時間配分は仮置き）

曜日	月	火	水	木	金
時数	-	7 時間	7 時間	5 時間	-
内容		1 市 5 町共通業務(計 14 時間)		下田・南伊豆のみ対象	

想定業務：訪問指導（公立・私立幼児教育施設、小学校）全体研修・コーディネート

市町ごとの時間配分（平均値）

- ・ 下田市、南伊豆町 4.8 時間相当（14 時間 / 6 市町 + 5 時間 / 2 市町）
 - ・ 東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町 2.3 時間相当（14 時間 / 6 市町）
- （案 1 の場合は全市町とも 4.5 時間相当（27 時間 / 6 市町））

経費は、案 2 相当 を 1 市 5 町、追加 5 時間 を下田市・南伊豆町で分担する。

< 想定経費 >

市町名	（案 2 14H）	（追加 5H）	合計（+ 19H）	（参考 案 1 27H）
下田市	321,001	294,810	615,811	800,836
東伊豆町	233,957	-	233,957	583,677
河津町	227,283	-	227,283	567,028
南伊豆町	231,200	228,832	460,032	576,800
松崎町	205,957	-	205,957	513,824
西伊豆町	231,345	-	231,345	577,162
計	1,450,743	523,642	1,974,385	3,619,327

- ・ 下田市及び南伊豆町は、案 1 相当の活動時間をより安価な経費で確保
- ・ 東伊豆町、河津町、松崎町及び西伊豆町は、案 2 相当の活動時間を半分以下の経費で確保

幼児教育アドバイザーの設置に係る連携手法等（案）

1 幼児教育アドバイザー設置に係る連携手法

	連携協約（基本的な方向性）	機関等の共同設置（具体的な手法）
賀茂 1市 5町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関する専門的事項の指導 ・幼児教育アドバイザーの設置（文章の追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事の共同設置（5町） 幹事市町：南伊豆町 ・幼児教育アドバイザーの共同設置（1市5町。規約を新たに作成） 幹事市町：東伊豆町

- ・連携協約の修正を要するのは、市町 - 市町間のみ（県的人员配置がないため、県 - 市町間に変更不要）
- ・具体的な連携協約案、共同設置規約案（現行の指導主事共同設置規約案に準じる）は添付資料 1、2 のとおり

2 スケジュール（想定）

時 期	項 目
9月26日	第19回教育部会（連携方法等確認）
10月31日	第18回広域連携会議（連携方法等承認）
11月	連携協約、共同設置規約の議案の確認、市町12月議会に上程
12月	第20回教育部会 第19回広域連携会議 （連携協約、共同設置規約の議決状況の確認等）
1月～	<ul style="list-style-type: none"> ・法定上の協議（1市5町間で協議書の作成） ・告示（各市町広報への掲載） ・県知事への届出（県 - 市町間がないため、国への届出は不要） 連携協約、共同設置規約の締結・発行
2月	第21回教育部会 第20回広域連携会議 （連携協約、共同設置規約の締結の報告等）
4月	幼児教育アドバイザーの共同設置開始

3 調整が必要な事項等

- ・幼児教育アドバイザーの人選、報酬、身分（地公法17条に基づく一般職非常勤職員）
- ・設置箇所（賃貸借料）、光熱水費・消耗品費

添付資料 1 (別表の変更箇所を下線)

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

市(町)及び 町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第4項の規定に基づき、平成28年1月29日付けで締結した連携協約を次のとおり変更する。

第1条 別表に下線部を加える。

教育	賀茂地域の他の町とともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第3項に規定する指導主事が従事する、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務(右欄において「学校教育に関する専門的事項の指導」という。)及び <u>幼児教育アドバイザーの設置に関する事務</u> を行う。	賀茂地域の他の市町とともに学校教育に関する専門的事項の指導及び <u>幼児教育アドバイザーの設置に関する事務</u> を行う。
----	---	---

第2条 この協約は、平成31年4月1日に効力を生ずる。

この連携協約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 市(町)(*住所を記載)

市(町)

市(町)長

印

乙 町(*住所を記載)

町

町長

印

添付資料 2 (指導主事の共同設置規約からの変更箇所を下線)

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置規約

(共同設置する市町)

第1条 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町(以下「関係市町」という。)は、共同して幼児教育アドバイザーを設置するものとする。

(名称)

第2条 この幼児教育アドバイザーは、賀茂地区幼児教育アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)という。

(アドバイザーの執務場所及び幹事町)

第3条 アドバイザーの執務場所は、下田市中 531 の 1 静岡県下田総合庁舎内とし、アドバイザーの担任する事務に関する庶務は、市 or 町(以下「幹事市 or 町」という。)の教育委員会が処理する。

2 幹事市 or 町の任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの選任方法)

第4条 アドバイザーは、関係市町の教育委員会が協議して定める候補者について、幹事市 or 町の教育委員会が選任するものとする。

2 アドバイザーが欠けたときは、幹事市 or 町の教育委員会は、7日以内にその旨を関係市町の教育委員会に通知するとともに、前項の例によりアドバイザーを選任するものとする。

3 アドバイザーの定数は、関係市町の教育委員会が協議して定める。

(負担金)

第5条 アドバイザーに関する関係市町の負担金の額は、関係市町の長が協議して決定する。

2 関係市町は、前項の規定による負担金を幹事市 or 町に納付しなければならない。

3 前項の負担金の納付の時期については、関係市町が協議して定める。

(アドバイザーに関する予算)

第6条 アドバイザーに関する幹事市 or 町の予算は、これを特別会計とする。

(アドバイザーに関する決算報告)

第7条 幹事市 or 町の長は、アドバイザーに関する決算を幹事市 or 町の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町の長に報告しなければならない。

(アドバイザーの身分取扱い)

第8条 アドバイザーの身分取扱いについては、幹事市 or 町の職員の分限に関する条例、服務規程等の規定を適用する。

(アドバイザーの報酬等の適用)

第9条 アドバイザーの報酬等の支給については、幹事市 or 町の規定を適用する。

(その他)

第10条 この規約に定めるものを除くほか、アドバイザーの担任する事務に関し必要な事項は、関係市町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(参考1) 連携協約 (H28 締結時) 本文 (市町 - 市町)

賀茂地域の広域連携に係る連携協約

(目的)

第1条 この協約は、 町(以下「甲」という。)及び 町(以下「乙」という。)が連携して事務を処理することにより、下田市及び賀茂郡の区域(以下これらの区域を「賀茂地域」という。)における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、もって賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(役割分担)

第3条 甲及び乙の役割は、それぞれ別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る賀茂地域の連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

(補則)

第6条 この協約に定めるもののほか、この協約に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(発効)

第7条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

取組分野	役割分担	
	甲	乙
消費生活相談等 及び消費者教育	<p>消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（右欄において「消費生活相談等」という。）及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（右欄において「消費者教育の推進」という。）を行う賀茂地域の市町の取組に対する支援を行う。</p>	<p>賀茂地域の他の市町とともに消費生活相談等及び消費者教育の推進を行う。</p>

(参考2) 指導主事の共同設置規約 (H29 締結)

東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約

(共同設置する町)

第1条 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町(以下「関係町」という。)は、共同して教育委員会の指導主事を設置するものとする。

(名称)

第2条 この指導主事は、賀茂地区指導主事(以下「指導主事」という。)という。

(指導主事の執務場所及び幹事町)

第3条 指導主事の執務場所は、下田市中531の1静岡県下田総合庁舎内とし、指導主事の担任する事務に関する庶務は、南伊豆町(以下「幹事町」という。)の教育委員会が処理する。

2 幹事町の任期は2年とし、再任を妨げない。

(指導主事の選任方法)

第5条 指導主事は、関係町の教育委員会が協議して定める候補者について、幹事町の教育委員会が選任するものとする。

2 指導主事が欠けたときは、幹事町の教育委員会は、7日以内にその旨を関係町の教育委員会に通知するとともに、前項の例により指導主事を選任するものとする。

3 指導主事の定数は、3人とする。

(負担金)

第5条 指導主事に関する関係町の負担金の額は、関係町の長が協議して決定する。

2 関係町は、前項の規定による負担金を幹事町に納付しなければならない。

3 前項の負担金の納付の時期については、関係町が協議して定める。

(指導主事に関する予算)

第6条 指導主事に関する幹事町の予算は、これを特別会計とする。

(指導主事に関する決算報告)

第7条 幹事町の長は、指導主事に関する決算を幹事町の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。

(指導主事の身分取扱い)

第8条 指導主事の身分取扱いについては、幹事町の職員の分限に関する条例、服務規程等の規定を適用する。

(指導主事の給与等の適用)

第9条 指導主事の給与等の支給については、幹事町の職員の給与に関する条例及び旅費に関する条例、規則等の規定を適用する。

(その他)

第10条 この規約に定めるものを除くほか、指導主事の担任する事務に関し必要な事項は、関係町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(参考3) 「賀茂地域教育振興方針」関連取組等に係る幹事市町等一覧

(H30.9.26 教育部会後)

市町名	取組名	
	実施中の取組	(完了等の取組)
下田市	指導要録の電子化 賀茂地域学校魅力化推進協議会 (全体会)	
東伊豆町	幼児教育アドバイザー	(実践事例集)
河津町	賀茂地域教育サポーター推進組織	
南伊豆町	指導主事の共同設置	(遊休施設サイト掲載)
松崎町	(指導要録の電子化)	(「高校の魅力化」は所在市町+下田市へ)
西伊豆町	大学との連携推進	

静岡大学・静岡県立大学・静岡文化芸術大学と 賀茂地域 1 市 5 町との包括連携協定の締結

1 趣旨

静岡大学・静岡県立大学・静岡文化芸術大学（以下「大学」）と賀茂地域 1 市 5 町との間で包括的な連携協定を締結し、相互の発展並びに地域社会の持続的な発展、人材の育成に向け、連携した取組を推進する。

（7/23 の部会后、各市町長に方針及び協定内容を確認）

2 協定内容の修正（案）

- ・個々の市町における取組に加え、賀茂 1 市 5 町で連携しての取組を推進するため、まとめ役となる幹事市町を決定する。（別紙 2 参考 3 参照）
- ・協定案についても所要の修正を加える。（第 5 条に新たな項を追加。添付資料参照）

3 大学からの提案（市町間を越えた連携について）

- ・協定締結を踏まえ、大学から（実現可能性を問わず）以下の提案が寄せられている。
- ・今後、可能なものについて、実現を検討する。

静岡 大 学	提案名①	賀茂キャンパス（仮称）の設置と社会人コース、公開講座の実施
	関係市町	賀茂 1 市 5 町
	概要	賀茂地域の廃校等を利用して、大学の賀茂キャンパス（仮称）を設置する。そこを利用して、当面 2 つの取組を実施する。 ① 地域人材育成のための社会人コース（履修証明プログラム 60 時間） ② 静大で実施する公開講座（一部）の遠隔中継による実施 （大学側はコンテンツを提供するが、1 市 5 町、県で施設整備、現地におけるマネジメント人材を出すことは可能か。県大、文芸大との合同キャンパスでもよい。）
静 岡 文 化 芸 術 大 学	提案名②	賀茂キャンパス（仮称）を活用した現職教員研修等の実施
	関係市町	賀茂 1 市 5 町ほか
	概要	大学キャンパスや附属学校園が県中西部に偏在しているため、賀茂地域、さらには県東部の教員研修拠点がなく、教育学部・研究科による継続的な協力ができずにきた。賀茂キャンパス（仮称）を、現職教員の研修（対面＋オンラインの各種研修・講習など）の場として活用し、教育委員会と連携して地域の教員研修高度化に協力したい。 さらには、これまで散発的に行ってきた「西豆地域教育研究協議会との連携交流」、「教育を考えるシンポジウム」、「西伊豆町外国語教育プログラムの研究」などの成果を引き継ぎ、教育関係の継続的な連携も広げ深めていきたい。
静 岡 文 化 芸 術 大 学	提案名	賀茂 1 市 5 町としての地域ブランディング
	関係市町	賀茂 1 市 5 町
	概要	来訪者は伊豆半島や下田市と認識しても、伊豆の南部をひとまとまりとして認識することはあまりないと思われる。下田市の「30 カラーズプロジェクト」の賀茂全域への展開、ジオポイントのネットワーク化、海岸線のサイクリングロードの充実方策などの検討を通じた賀茂 1 市 5 町としての一体感の醸成について、地元と本学が協力し研究を進める。

- ・この他、河津町から「賀茂地域の小中学生が大学を（自由に）見学に行ける『キャンパスデー（仮称）』を設けられないか」との提案あり。

4 スケジュール（想定）

大学との調整によるが、調印式までの最短のスケジュールを記載した。

時 期	内 容
平成 30 年 9 月 26 日	第 19 回賀茂地域広域連携会議教育委員会の共同設置専門部会 （教育委員会による会議） ・協定案の最終確認 （ 大学の学内会議等においても調整）
平成 30 年 10 月 31 日	【 教育委員会の共同設置専門部会で合意が得られた場合】 第 18 回賀茂地域広域連携会議（首長、副知事による会議） ・協定案の最終確認 （ 協定に基づく具体的な取組を検討）
平成 30 年 12 月 18 日	【 第 18 回連携会議及び大学の上承が得られた場合】 第 19 回賀茂地域広域連携会議 ・調印式（大学学長、賀茂 1 市 5 町首長等を想定）

添付資料

静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂1市5町の相互連携に関する協定書（案）

静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学（以下「甲」という。）と賀茂地域1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、賀茂地域において、甲と乙が互いの人的・知的資源等を活用して多様な分野で連携し、相互の発展及び地域社会の持続的な発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条を達成するための甲と乙とが連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 人づくり、人材交流の活性化、「賀茂の子」を育てる環境づくりに関すること
- (2) まちづくり、地域振興に関すること
- (3) 観光をはじめとした地域産業の活性化に関すること
- (4) 人口減少などによって生じる諸課題に関すること
- (5) その他甲と乙が必要であると認めること

（連携方法）

第3条 甲と乙の各機関は、連携に当って、それぞれの職員・学生等の派遣や受入、施設・設備等の利用など、相互に協力して実施するものとする。

（経費）

第4条 連携実施に当っての経費の負担は、甲と乙の各機関相互の協議によって決定する。

（情報交換及び協議）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく相互の連携の円滑な推進を図るため、情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

- 2 甲と乙の各機関は、それぞれ窓口を設置し、連携を推進するための必要な連絡調整を行う。
- 3 乙は、相互の協議により、本協定に基づく乙の各機関間の連携を促進するための幹事となる市町を定める。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報について、それぞれ秘密を保持しなければならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第7条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲と乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を9通作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 静岡大学
学長

乙 下田市長

静岡県立大学
学長

東伊豆町長

静岡文化芸術大学
学長

河津町長

南伊豆町長

松崎町長

西伊豆町長

賀茂地域の高校についてのアンケート

保護者のみなさんへ（お願い）

賀茂地域学校魅力化推進協議会

賀茂地域では、児童生徒数が減少の一途をたどっていることから、当地域内にある下田高校、稲取高校、松崎高校のクラス数が、減少することが予想されます。

そこで、将来、高校へ進学する子ども達が、より良い学習環境で学ぶことができるよう、今後の当地域における高校のあり方について協議を行っています。

その協議の参考とするため、保護者のみなさんのご意見を伺いたいと考え、アンケートを行うことにしましたので、ご協力をお願いします。

- あなたが住んでいる市町名を①～⑥の中から選び、番号を○で囲んでください。
① 下田市 ② 東伊豆町 ③ 河津町
④ 南伊豆町 ⑤ 松崎町 ⑥ 西伊豆町
- あなたのお子さんが高校に進学するとしたら、どの地域の高校を考えていますか。
番号を1つ選び○で囲んでください。
① 賀茂地域に限る ② 県東部地域までの範囲内 ③ その他
- あなたのお子さんが高校に進学するとしたら、どんな高校に進学させたいと思いますか。
次の①～⑩の中から、よく当てはまると思うものを3つ以内で選び、番号を○で囲んでください。
「②」を選んだ場合は、()内から1つ選び○で囲むか、その他に記載してください。
「⑩ その他」を選んだ場合は、()の中に詳しい内容を書いてください。
① 大学などに進学できる高校
② 専門的な知識や技能をより深く学ぶことができる高校
（ 農業 工業 商業 水産 家庭 福祉 芸術 その他() ）
③ お子さんの興味や関心に応じた授業を受けることができる高校
④ 職業体験や実習など体験活動を中心に学ぶことができる高校
⑤ いじめがなく安心して勉強できる高校
⑥ 文化祭や体育祭など学校行事に力を入れている高校
⑦ 部活動に打ち込むことのできる高校
⑧ 通学するのに便利または費用が少ない地域（地元）の高校
⑨ 得意とするスポーツや文化活動の技術を高められる高校
⑩ その他()
- あなたのお子さんが高校へ進学するとしたら、高校で、「どのような力を身に付けてほしい」「どのようなことに取り組んでほしい」ですか。自由に書いてください。

ご協力ありがとうございました。

賀茂地域の平成 31 年度生徒募集計画について

1 概要

賀茂地域における中卒者数は、前年に比べ 58 人減少することが見込まれている。

平成 31 年度の学級数については、市町の中卒者数の動向、中学生の進路希望、志願動向、学科等の適正配置、学校施設等に留意しながら総合的に判断し決定する。

< 参考 1 中卒者数の推移 >

賀茂地域全体で 58 人減少する主な内訳は、下田市 12、河津町 + 10、東伊豆町 10、旧賀茂村 + 1、旧西伊豆町 + 3、松崎町 20、南伊豆町 30 である。

今後の推測ではさらに減少傾向が続き、平成 37 年 3 月に賀茂地域の中学校を卒業する生徒数は、400 人を割り込むことが見込まれている。

賀茂地域内の中卒者数推計

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
中卒者数	582	609	578	557	573	593	582	555	540	501	443	459	447	410
前年度比	57	27	31	21	16	20	11	27	15	39	58	16	12	37

平成30年度以降賀茂学区中学校卒業生推計（31年度以降高校入学予定者）

【生徒数】 H27.3卒業 H28.3卒業 H29.3卒業 H30.3卒業 H31.3卒業 H32.3卒業 H33.3卒業 H34.3卒業 H35.3卒業 H36.3卒業 H37.3卒業 H38.3卒業 H39.3卒業

学年等	26	27	28	29	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1
下田市	192	202	188	157	145	146	160	138	138	151	137	134	138
東伊豆町	113	103	98	93	83	84	67	73	60	71	65	61	60
河津町	64	54	67	53	63	57	62	58	53	64	46	56	43
南伊豆町	74	71	54	82	52	77	56	57	64	51	43	56	60
松崎町	69	70	61	61	41	47	35	45	44	32	38	32	34
旧西伊豆町	51	34	44	36	39	41	41	30	35	27	29	26	27
旧賀茂村	19	21	28	19	20	7	26	9	11	12	10	9	10
計	582	555	540	501	443	459	447	410	405	408	368	374	372

< 参考 2 定員割れの状況 >

年度	H26	H27	H28	H29	H30
下田高校	1	4	3	16	16
南伊豆分校	0	0	0	17	4
松崎高校	14	25	21	19	36
稲取高校	15	12	11	13	4
計	28	41	36	65	60

若者定住専門部会

(賀茂地域局)

(要旨)

前回の賀茂地域広域連携会議以降、専門部会を3回開催し、「高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップ」、「ワンストップ窓口化」を中心に検討・意見交換等を行った。

また、「高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップ」の取組として、受入事業所を対象とした「年少者雇用事業者研修会」を労働基準監督署・公共職業安定所との協働により、県内初の取組として開催した。

1 専門部会の開催概要

日 時：第9回 平成30年6月13日(水) 10時～12時

第10回 平成30年7月11日(水) 10時～12時

第11回 平成30年10月12日(金) 10時～12時

会 場：静岡県賀茂危機管理庁舎

2 報告事項

<p>「賀茂の子づくり」 「具体的な行動・ 推進装置づくり」</p>	<p>高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップ 管内高校の副校長並びに三島労働基準監督署及び下田公共職業安定所に、専門部会のオブザーバーとして参画を受けて検討を行い、今年の夏季の長期休業から取り組むことを決定した。 「年少者雇用事業者研修会」を、専門部会の主催、三島労働基準監督署及び下田公共職業安定所の共催で、地域の事業所に、「高校生が地域産業を学ぶ実践的インターンシップ」の目的や、高校生を雇用するに当たり必要な労働関係法令の知識を得てもらうことを目的に2回開催し、計12事業所(13名)の参加があった。今年の夏季休業期間中、2事業所において、2校の生徒計7名が実践的インターンシップに取り組んだ。 今後の継続的な実施に向け、具体的な実施体制を検討していく。 「賀茂地域ではたらくのりもの大集合！」 ・賀茂地域の子ども達が、親子連れで、地域のしごと・産業などにかかわる車両・機械等を「見て」、「触れて」、「体験して」、地域を支える様々な仕事を理解し、地域の仕事への興味を喚起・醸成する地域学習に位置づけ。 開催日時：11月10日(土) 10:00～15:00 会 場：まどが浜海遊公園及び道の駅「開国下田みなと」前の港湾スペース 「高校生のKAMOマルシェ」 ・賀茂地域の食材に触れ、食を通じて地元の良さを知る契機、職業体験として開催を計画。 ・9月30日(日)開催予定だったが、台風の影響により中止。 今後、企画段階からの高校生の参画等を検討。</p>
--	---

<p>「利便性の高い窓口づくり」</p>	<p>ワンストップ窓口化の検討 将来のワンストップ窓口設置（民間委託等）を視野に入れ、市町における移住関連業務の洗い出し及びワンストップ窓口の業務並びに民間委託する場合における課題の洗い出しについて検討を行った。</p> <p>「転出入時アンケート」の実施状況 平成29年10月から平成30年3月までの6か月間に実施した転出入時アンケートの実施結果について意見交換を行い、回収率向上を目指すこととした。</p>
<p>その他</p>	<p>新成人に対する任意アンケートの実施 平成28年度に実施した「賀茂地域の将来像策定に係る児童・生徒意識調査」の調査対象者であった当時の高校3年生が、高校卒業後に最も集まる可能性のある機会に、現在の定住志向等を把握すること、また、今後の「賀茂の子づくり」の取組みの効果測定のため、今年度も引き続き実施することを決定した。</p>

3 今後のスケジュール

時 期	項 目	内 容
平成30年11月	第12回専門部会	<p>ワンストップ窓口化の検討 転出入時任意アンケートの細部分析 「賀茂の子づくり」、「具体的な行動・推進装置づくり」、「利便性の高い窓口づくり」に関する新たな具体化策の検討</p>

公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）

（経営管理部市町行財政課、くらし・環境部水利用課）

（要 旨）

「公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）」専門部会では、今年度、2回の専門部会を開催したので、その活動の概要を報告する。

1 専門部会等の開催概要

	日時	内容
第1回専門部会	4/17(火)14時～16時	共同発注の進め方と、実務担当者による「打合せ」実施の承認
担当者打合せ	5/16、6/13、6/26	協定書（案）の検討
第2回専門部会	7/3 (火)14時～15時	協定書（案）の承認

2 活動の経緯、概要

国から地方公営企業改革（水道事業）の要請

・平成 21 年 7 月	公営企業における「抜本的改革」の取組の要請（総務省）
・平成 26 年 3 月	水道事業ビジョン作成の要請（厚労省）
・平成 26 年 6 月	経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）で公営企業改革について記述（内閣府）
・平成 26 年 8 月	公営企業会計適用の推進、経営戦略策定推進の要請（総務省）
・平成 28 年 2 月	水道事業における広域化検討体制構築の要請（総務省、厚労省）



賀茂地域広域連携会議で賀茂地域水道事業の広域化の検討開始

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「新たな広域連携促進事業」を活用し、賀茂地域水道事業の現状と課題、将来収支を把握し、「広域連携プラン」を提案 ・経営戦略・水道事業ビジョン委託の際の「共通仕様書」を作成
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携プランのうち、「共同購入」「事務共通化」等実現可能性があるとされた取組について検討した結果、費用削減効果の高い「水道事業等財務会計システムの共同発注によるクラウド化」の「早期実現」と「発注方法を詰める」ことについて、賀茂地域 1 市 4 町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町）で合意



平成 30 年度の活動概要

「水道事業等財務会計システムの共同発注によるクラウド化」について、賀茂地域 1 市 4 町で具体化の作業を進め、7 月 10 日付けで「賀茂地域水道事業等財務会計システム共同化（クラウド化）の実施に関する協定書」（別紙 1）を締結した。

共同発注のメリット

項目	効果
システム調達・運用費用の削減	単独でのクラウド導入と比較し、コスト削減が見込める
クラウドの導入による災害対応	津波被害等によるデータ消失防止
技術承継の対応	1 市 4 町での業務の統一化・標準化により技術承継が容易になる

3 共同発注の方法

賀茂地域で導入済みの「自治体クラウド」の例を参考に作業を進める。

「協定書」の作成、締結

共同化の範囲と期間、費用按分方法等を定める「実施計画書」の作成



各市町が事業者と個別に契約を締結

4 協定書の締結について

第2回専門部会での協定書(案)の承認を受け、7月10日付けで参加市町が協定書に調印、同日付で協定書が発効(別紙1)。水道事業等財務会計システムを共同発注し、平成31年4月1日からの5年間について運用していくこととした(延長規定あり)。

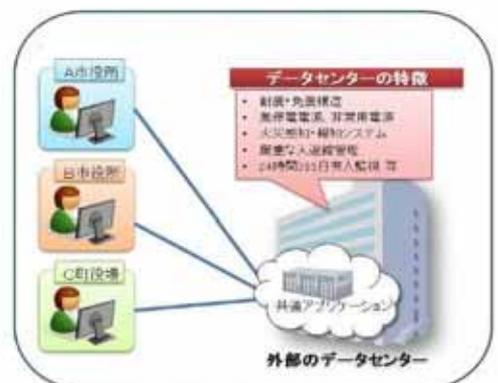
5 今後の進め方について

- ・実施計画書の作成(8月~12月)
- ・必要に応じて各市町の補正予算に計上
- ・各市町個別に事業者と契約の締結(平成31年1月~2月)
- ・システム運用テスト(契約締結後から)
- ・システム運用開始(平成31年4月~)

<参考>自治体クラウド導入のメリット

「自治体クラウド」とは

- 情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、セキュリティレベルの高い外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組
- 複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を推進し、システムの稼働率の向上と保守業務等の効率的運用を図る取組

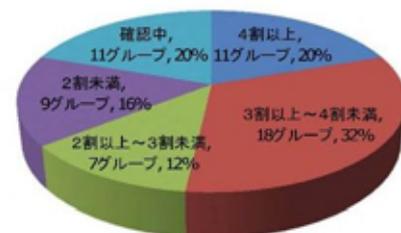


自治体クラウド導入によるメリット

- ① サーバ等の運用及びアプリケーションソフトの改修等に係るコストの削減
- ② セキュリティレベルの向上
- ③ 業務の標準化による住民サービスの向上

※ 自治体クラウドの導入により削減された費用やそこに投入されていた人的資源を他の分野で有効活用することが可能になる。

【56グループの費用削減効果】



○ 全体の半分強で3割以上のコスト削減効果

総務省作成「自治体クラウドの現状分析とその導入にあたっての手順とポイント」より抜粋

「賀茂地域水道事業等財務会計システム共同化（クラウド化）」の実施に関する協定書



下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び松崎町（以下「参加市町」という。）は、水道事業等財務会計システム（以下「財務会計システム」という。）の共同化（クラウド化）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）



第1条 この協定書は、クラウド技術を活用した財務会計システムの共同化の実施に際し、参加市町が遵守すべき事項を定め、円滑な事業実施に寄与し、もって住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（共同化の背景、目的及び効果）

第2条 本協定の対象となる財務会計システムの共同化の背景、目的及び効果については、それぞれ別記1、別記2のとおりである。



（定義）

第3条 この協定書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)事業者 各参加市町との契約に基づき、自己が所有する財務会計システムを利用して、第4号に規定する事業対象業務について必要とするサービスを提供する者をいう。
- (2)財務会計システムの共同化 財務会計システムについて、この協定書を締結する参加市町が共同で同一のシステムを調達し運用を行っていくことをいう。
- (3)共同システム 事業者が所有する財務会計システムの共同化に利用するものをいう。
- (4)事業対象業務 財務会計システムで共同化を実施する業務をいう。
- (5)実施業務 事業対象業務のうち、参加市町が利用するシステムをいう。

（運用期間）

第4条 財務会計システムの運用期間は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とする。



2 前項の規定にかかわらず、参加市町は協議により運用期間を延長することができる。

（実施業務）

第5条 財務会計システムの共同化における参加市町の実施業務は別表1のとおりとする。

（参加市町の責務）

第6条 参加市町は、別表2に掲げる対象システムの共同化が円滑に実施されるために必要な情報提供を行う等、相互に協力しなければならない。



(業務の見直し等)

第7条 参加市町は、財務会計システムの共同化の実施にあたり、簡素で効率的な行政運営を実現するため、事業者が提供する共同システムのサービスに適合するよう業務の標準化に努めなければならない。

(契約の締結)

第8条 参加市町は、第11条第2号の規定により選定された事業者とそれぞれ個別に契約を締結するものとする。

2 前項の契約は、第5条に定める実施業務に基づくものとする。

3 第4条第2項の規定により運用期間を延長したときは、第1項の契約の取扱いは、参加市町及び事業者の協議により定めるものとする。

(契約の締結ができなくなった場合)

第9条 参加市町は、前条第1項に規定する契約の締結ができなくなった場合は、当該参加市町の責任において事業者と協議し、解決を図るものとする。ただし、不測の事態により契約の締結ができなくなった場合は、この限りではない。

(共同システムの運用等)

第10条 参加市町は、次の各号に掲げる場合については、その取扱いは参加市町の協議のうえ定めるものとする。

- (1) 参加市町以外の市町から財務会計システムの共同化への参加の申し入れがあった場合
- (2) セキュリティその他の財務会計システムの共同化の運用において必要と認める場合

(事業者の選定等)

第11条 参加市町は、財務会計システムの共同化の実施に当たり次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 次号に定める事業者の選定に必要な資料の作成
- (2) 事業者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、財務会計システムの共同化の実施に必要な事務

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、参加市町が協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定書は、2018年7月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を5通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2018年7月10日

下田市長 福井 祐輔



東伊豆町長 太田 長



河津町長 岸 重宏



南伊豆町長 岡部 克仁



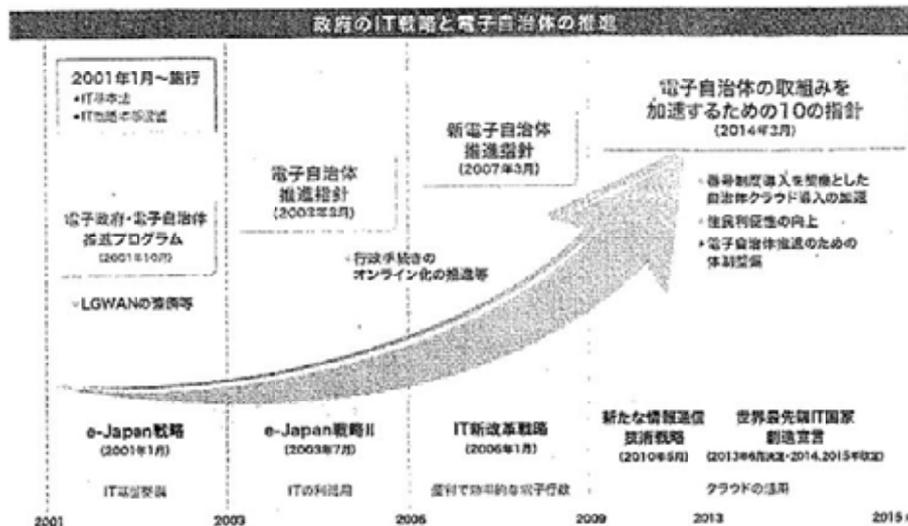
松崎町長 長嶋 精一



別記 1

共同化の背景

2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」による電子政府・電子自治体およびクラウド技術活用に関する流れを受け、総務省は、2014年3月に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を提示した。これは、電子自治体が、行政の効率化をもたらすきわめて有効な改革であると位置づけ、自治体クラウドの導入をはじめとした地方公共団体の電子自治体に係る取組みを一層促進することを目的として策定された指針である。



一方、小規模団体のITを取り巻く環境をヒト、モノ、カネの観点で整理すると、「ヒト：厳しい定員管理（定数抑制・削減）」があり、かつ「カネ：財源が無い」という中で、「モノ：サービスが多様多様化+高度化」に対応せざるを得ない状況と言える。これに対し、各団体もIT専門家の採用やパッケージシステム導入などで対応していたが、毎年のように頻発する法改正やIT関連予算の確保を巡る事業者との交渉や議会説明が困難さを増していることによる職員の負担増などから、各団体によるIT単独利用が限界に達し、システムの共同化を志向し始めている状況である。

別記 2

共同化の目的及び効果

1. スケールメリットによるシステム調達・運用費用の削減

賀茂4町で実施した自治体クラウドの事例では、現行システム経費から一定額の削減効果が確認できる。

従って、本検討会に参加する全ての構成団体が参加することによって発注側規模を拡大し、そのスケールメリットによる費用削減を目指す。

2. クラウド技術・環境の導入による災害対策の充実

クラウド方式を導入することにより、委託先事業者のデータセンターへデータを保管することでデータ保管の冗長性が確保される。この保管先データセンターはデータ格納の専門施設であり、堅牢なセキュリティが施され、地震等災害に備えたファシリティを備えている。

また、総務省の「災害に強い電子自治体に関する研究会」でも、2011年の東日本大震災後、災害や予期せぬ出来事が発生した場合に自治体事務を継続していく方法の一つとして「システム共同化による自治体間のシステム相互運用」が注目されている。

3. 住民サービスの向上

共同化で削減された経費を新たな事業へ投資する事で住民サービス向上を図ることが可能になる。

4. 担当等職員の知見向上

検討会内における情報交換などを通じて、単独団体でのそれと比べ知見の共有や検討活動の活性化が期待できる。

また、検討会内のシステム調達・運用に関する相場観の把握も可能となり、委託先事業者交渉時の材料として有益な情報となりえる。

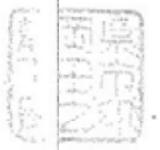
別表 1

参加市町	実施業務
下田市	財務会計システム クラウド化 (一部導入含む。)
東伊豆町	財務会計システム クラウド化
河津町	財務会計システム クラウド化
南伊豆町	財務会計システム クラウド化
松崎町	財務会計システム クラウド化 (導入含む。)

別表 2

カテゴリ	システム例
水道事業等	財務会計システム

※ 本共同化事業の対象システムは、水道事業の財務会計システムを対象として検討を行うが、参加市町の具体的な導入システム等については、別に定める実施計画による。



賀茂地域健康寿命延伸等協議会の取組

(賀茂健康福祉センター)

(要旨)

平成 30 年 10 月 16 日(火)に賀茂地域健康寿命延伸等協議会を開催し、今年度の取組の中間報告を行い、来年度の取組(案)について協議し合意を得たので報告する。

1 平成 30 年度の主な取組

(1)保健事業の共同実施

取 組	成 果
糖尿病等重症化予防事業共同実施を行うため、1市5町職員(14人)の併任を行い、チームを設置し、3ブロック毎に共同による重症化予防指導を実施	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施による重症化予防指導実績 対象 253 人中 188 人(74.3%)実施 保健指導を複数回行うことにより、治療開始や対象者の生活習慣が改善し、血糖値低下に繋がった。 初回指導をチーム(2名)で実施したことや全員出席の月1回事例検討会により、介入方法の平準化や保健師、栄養士のスキルアップに繋がっている。

(2)特定健診の受診率向上

取 組	成 果
かかりつけ医からの診療における検査データ提供	<ul style="list-style-type: none"> 全市町での実施(3市町 6市町) 98件(対象者数の0.6%)/H30.9末現在 H29年度 3市町 80件/年
国保ヘルスアップ事業を活用した受診勧奨(はがき・電話)の積極的実施	<ul style="list-style-type: none"> 下田市、東伊豆町、松崎町が受診勧奨後の特定健診実施中のため、終了後評価。

2 平成 30 年度の取組から見えた課題

特定健診受診率の向上が必要(受診者と未受診者の医療費の差:年100千円/人) **別紙1**
更なる県・市町保健師等の専門性の向上、市町と賀茂医師会等との連携強化

3 平成 31 年度の具体的な取組

(1)特定健診受診率の向上

- ア 市町と協会けんぽで受診機会を創出(協会けんぽ被扶養者の受入れ)【拡大】
- イ 診療所での集団健診受診機会の創出【新規】
- ウ かかりつけ医からの診療における検査データ提供を拡充(賀茂医師会との協働事業)【拡大】

(2)重症化予防事業の拡大

- ア 重症化予防事業等への外部保健師等による支援(国保ヘルスアップ支援事業)【拡大】
- イ 特定保健指導の外部委託の増(H30:1町)【拡大】
- ウ 特定健診会場での特定保健指導の実施【新規】

(3)健康マイレージ事業等の実施 平成 31 年度は1市4町で実施(河津町も検討中)【拡大】

(4)介護予防事業の強化

- ア 介護予防リーダーの養成を全市町で実施【拡大】
- イ 介護予防の通いの場への専門家の派遣(栄養士等)【拡大】

(5)がん検診のあり方検討

- がん検診のあり方及び検診体制整備の検討【拡大】
- ・賀茂医師会検診車の更新(平成32年度予定)を踏まえた検討

4 取組に要する費用と今後見込まれる効果(2018~2022年)

費用	116,565千円
活用できる財源	140,000千円(国庫ヘルスアップ事業 国庫10/10)
*国保ヘルスアップ事業を最大活用すれば、	6,000千円×6市町×5年=180,000千円
医療費削減効果	155,000千円

平成27～29年度 特定健診受診の有無別生活習慣病における国保医療費の状況
(賀茂健康福祉センター管内)

年度	区分	賀茂圏域	
		健診受診	健診未受診
H27年度	健診対象者数	7,009人	14,141人
	受診率	33.1%	
	生活習慣病で受診している人数	4,192人	8,691人
	医療費	474,097,451円	1,666,158,129円
	一人当たり医療費	113,096円	191,711円
		健診受診と健診未受診の差額 78,615円	
H28年度	健診対象者数	6,893人	13,580人
	受診率	33.7%	
	生活習慣病で受診している人数	4,108人	8,206人
	医療費	452,618,756円	1,583,095,190円
	一人当たり医療費	110,180円	192,919円
		健診受診と健診未受診の差額 82,739円	
H29年度	健診対象者数	6,415人	12,831人
	受診率	33.3%	
	生活習慣病で受診している人数	3,880人	7,941人
	医療費	409,942,807円	1,643,542,128円
	一人当たり医療費	105,655円	206,969円
		健診受診と健診未受診の差額 101,314円	

「しずおか茶っとシステム」 - 「評価メニュー」 - 「基礎疾患の治療状況」からデータを取得

生活習慣病で受診している人数には、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患群、虚血性心疾患群、糖尿病性合併症群が含まれる。

この表の特定健診受診率は、茶っとシステムのデータを利用しているため、健診対象者数は特定健診受診券の発行者数となっている。

国への法定報告の要件を満たさない人も含まれているため、法定報告とは合致しない。

平成 30 年 10 月 31 日

賀茂地方税債権整理回収協議会による市町村税の徴収実績

(下田財務事務所)

1 平成29年度徴収実績(決算)

- ・平成 29 年度の管内の市町村税全体の収入率の実績は前年比 +1.7 P の 90.0%、収入未済額は 2.2 億円縮減した。
- ・事業着手前の平成 26 年度実績と比較すると、収入率は +6.8 P 向上し、収入未済額は 8.4 億円縮減した。

(1) 市町別収入率の推移

(単位：%)

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計	県計
H26	79.9	80.9	84.4	86.4	84.9	93.9	83.2	91.6
H27	83.0	82.1	85.8	91.1	85.5	96.3	85.5	92.2
H28	85.6	85.4	90.1	92.1	89.6	97.4	88.3	93.1
H29	87.5	87.5	91.9	92.9	91.6	98.2	90.0	94.1
H29-H28	1.9p	2.1p	1.8p	0.8p	2.0p	0.8p	1.7p	1.0p
H29-H26	7.6p	6.6p	7.5p	6.5p	6.7p	4.3p	6.8p	2.5p

(2) 市町別収入未済額の推移

(単位：千円)

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	合計
H26	809,856	451,873	197,602	127,129	157,768	74,270	1,818,498
H27	671,548	390,445	148,297	105,704	136,086	43,735	1,495,990
H28	548,237	311,817	126,786	89,804	95,229	27,545	1,199,418
H29	456,239	253,553	103,971	79,726	70,201	13,264	976,954
H29-H28	91,998	58,264	22,815	10,078	25,028	14,281	222,464
H29-H26	353,617	198,320	93,631	47,403	87,567	61,006	841,544

(3) 市町別収入率の県内順位

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
H26	34 位	33 位	32 位	26 位	29 位	7 位
H27	33 位	34 位	29 位	22 位	32 位	3 位
H28	33 位	34 位	27 位	22 位	28 位	1 位
H29	31 位	32 位	25 位	22 位	26 位	1 位
H26-H29	+ 3	+ 1	+ 7	+ 4	+ 3	+ 6

(参考) 市町別収入率の伸び率の県内順位

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計	県計
H29-H26	7.6p	6.6p	7.5p	6.5p	6.7p	4.3p	6.8p	2.5p
	1 位	4 位	2 位	5 位	3 位	9 位	-	-

(4) 税目別収入率の推移

(単位：%)

年度	固定資産税	国民健康 保険税	個人住民税	その他税	合計
H26	84.0	70.6	89.5	95.6	83.2
H27	86.3	73.6	91.4	96.7	85.5
H28	89.0	77.7	93.3	97.3	88.3
H29	90.4	80.6	94.5	97.6	90.0
H29-H28	1.4p	2.9p	1.2p	0.3p	1.7p
H29-H26	6.4p	10.0p	5.0p	2.0p	6.8p
県計 H29	97.0	77.4	95.9	98.5	94.1
県 H29-H26	1.6p	4.3p	2.6p	0.6p	2.5p

(5) 税目別収入未済額の推移

(単位：千円)

年度	固定資産税	国民健康 保険税	個人住民税	その他税	合計
H26	672,633	855,627	233,829	56,409	1,818,498
H27	533,833	728,726	188,643	44,788	1,495,990
H28	432,260	580,494	145,673	40,991	1,199,418
H29	351,025	467,894	125,128	32,907	976,954
H29-H28	81,235	112,600	20,545	8,084	222,464
H29-H26	321,608	387,733	108,701	23,502	841,544

* 県計及び県内順位については速報値による(国民健康保険税・料を含む)。

2 平成 30 年度の取組

<めざすべき方向>

- ・市町の自立的徴収体制の確立・維持
- ・市町村税収入率の向上と収入未済額の縮減(県平均レベル以上・現年中心の滞納整理)

<取組の重要ポイント>

協議会の市町による自主運営と協議会統一ルールによる滞納整理
 監督者の進行管理技術の習得
 職員の徴収技術の習得・向上(搜索、不動産の差押、公売の実施)
 技術を継承する仕組みづくり(職員配置ローテーションの調整等)

<実施状況>

- ・協議会執行停止基準及び延滞金減免基準の策定
- ・運営委員会の開催(4/6、5/29、7/31 開催)
- ・リーダー会議の開催(4/24、6/26、8/30、9/26 開催)
- ・マネジメント研修(進行管理のポイント)の実施(8/30)
- ・職員研修会の実施(7/27、11/2 予定)

賀茂地域市町村税徴収実績

(参考)

H26 - H29 市町別徴収実績

(単位：千円、%)

市 町	年 度	調定額	滞繰割合	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率	県順位	対前年度比	
									収入率	収入増(推計)
下田市	H26 (決算)	4,712,740	19.8	3,766,799	136,085	809,856	79.9	34	-	-
	H27 (決算)	4,465,722	18.1	3,706,027	88,147	671,548	83.0	33	3.1P増	138,437
	H28 (決算)	4,297,941	15.6	3,678,543	71,161	548,237	85.6	33	2.6P増	111,746
	H29 (決算)	4,134,771	13.1	3,616,958	61,574	456,239	87.5	31	1.9P増	78,561
	H29 - H26	577,969	6.7	149,841	74,511	353,617	7.6P増	3	-	328,744
東伊豆町	H26 (決算)	3,134,238	16.1	2,535,522	146,843	451,873	80.9	33	-	-
	H27 (決算)	2,969,252	15.1	2,436,738	142,069	390,445	82.1	34	1.2P増	35,631
	H28 (決算)	2,900,661	13.3	2,476,328	112,516	311,817	85.4	34	3.3P増	95,722
	H29 (決算)	2,776,751	11.1	2,428,877	94,321	253,553	87.5	32	2.1P増	58,312
	H29 - H26	357,487	5.0	106,645	52,522	198,320	6.6P増	1	-	189,665
河津町	H26 (決算)	1,428,678	14.9	1,206,143	24,933	197,602	84.4	32	-	-
	H27 (決算)	1,352,992	14.5	1,161,223	43,297	148,472	85.8	29	1.4P増	18,942
	H28 (決算)	1,415,031	10.4	1,274,421	13,824	126,786	90.1	27	4.3P増	60,846
	H29 (決算)	1,383,824	9.1	1,271,141	8,712	103,971	91.9	25	1.8P増	24,909
	H29 - H26	44,854	5.8	64,998	16,221	93,631	7.5P増	7	-	104,697
南伊豆町	H26 (決算)	1,443,600	13.2	1,246,866	69,605	127,129	86.4	26	-	-
	H27 (決算)	1,328,711	9.6	1,211,044	11,963	105,704	91.1	22	4.7P増	62,449
	H28 (決算)	1,302,472	8.1	1,199,732	12,936	89,804	92.1	22	1.0P増	13,025
	H29 (決算)	1,259,342	6.9	1,170,309	9,307	79,726	92.9	22	0.8P増	10,075
	H29 - H26	184,258	6.3	76,557	60,298	47,403	6.5P増	4	-	85,549
松崎町	H26 (決算)	1,139,343	14.5	967,399	14,176	157,768	84.9	29	-	-
	H27 (決算)	1,087,373	14.5	929,696	21,591	136,086	85.5	32	0.6P増	6,524
	H28 (決算)	1,047,156	13.0	938,077	13,850	95,229	89.6	28	4.1P増	42,933
	H29 (決算)	978,968	9.4	897,000	11,767	70,201	91.6	26	2.0P増	19,579
	H29 - H26	160,375	5.1	70,399	2,409	87,567	6.7P増	3	-	69,036
西伊豆町	H26 (決算)	1,366,750	7.4	1,283,839	8,641	74,270	93.9	7	-	-
	H27 (決算)	1,297,385	5.7	1,249,097	4,553	43,735	96.3	3	2.4P増	31,137
	H28 (決算)	1,243,132	3.5	1,210,913	4,674	27,545	97.4	1	1.1P増	13,674
	H29 (決算)	1,202,784	2.2	1,181,289	8,231	13,264	98.2	1	0.8P増	9,622
	H29 - H26	163,966	5.2	102,550	410	61,006	4.3P増	6	-	54,433
合 計	H26 (決算)	13,225,349	15.9	11,006,568	400,283	1,818,498	83.2	-	-	-
	H27 (決算)	12,501,435	14.5	10,693,825	311,620	1,495,990	85.5	-	2.3P増	287,533
	H28 (決算)	12,206,393	12.2	10,778,014	228,961	1,199,418	88.3	-	2.8P増	341,779
	H29 (決算)	11,736,440	10.1	10,565,574	193,912	976,954	90.0	-	1.7P増	199,519
	H29 - H26	1,488,909	5.8	440,994	206,371	841,544	6.8P増	-	-	828,831

賀茂地域市町村税徴収実績 H26 - H29 税目別徴収実績

(単位：千円、%)

税目	年度	調定額	滞繰割合	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率	対前年度比		県収入率
								収入率	収入増(推計)	
個人住民税	H26 (決算)	2,624,393	10.5	2,350,140	40,424	233,829	89.5	-	-	93.3
	H27 (決算)	2,540,839	9.2	2,322,350	29,846	188,643	91.4	1.9P増	48,276	94.3
	H28 (決算)	2,510,272	7.5	2,343,033	21,566	145,673	93.3	1.9P増	47,695	95.2
	H29 (決算)	2,474,564	6.0	2,339,245	10,191	125,128	94.5	1.2P増	29,695	95.9
	H29 - H26	149,829	4.5	10,895	30,233	108,701	5.0P増	-	125,666	2.6P増
固定資産税	H26 (決算)	5,519,793	14.4	4,639,215	207,945	672,633	84.0	-	-	95.4
	H27 (決算)	5,155,017	13.1	4,447,972	173,212	533,833	86.3	2.3P増	113,410	95.8
	H28 (決算)	5,140,033	10.4	4,575,957	131,816	432,260	89.0	2.7P増	138,781	96.5
	H29 (決算)	5,009,955	8.7	4,527,727	131,203	351,025	90.4	1.4P増	70,139	97.0
	H29 - H26	509,838	5.7	111,488	76,742	321,608	6.4P増	-	322,330	1.6P増
国民健康保険税	H26 (決算)	3,358,385	28.6	2,369,638	133,120	855,627	70.6	-	-	73.1
	H27 (決算)	3,134,927	27.1	2,307,185	99,016	728,726	73.6	3.0P増	94,048	73.8
	H28 (決算)	2,920,999	24.6	2,268,393	72,112	580,494	77.7	4.1P増	119,761	75.3
	H29 (決算)	2,649,840	21.5	2,134,752	47,194	467,894	80.6	2.9P増	76,845	77.4
	H29 - H26	708,545	7.1	234,886	85,926	387,733	10.0P増	-	290,654	4.3P増
その他税	H26 (決算)	1,722,778	4.3	1,647,575	18,794	56,409	95.6	-	-	97.9
	H27 (決算)	1,670,652	3.4	1,616,318	9,546	44,788	96.7	1.1P増	18,377	98.1
	H28 (決算)	1,635,089	2.7	1,590,631	3,467	40,991	97.3	0.6P増	9,811	98.2
	H29 (決算)	1,602,081	2.3	1,563,850	5,324	32,907	97.6	0.3P増	4,806	98.5
	H29 - H26	120,697	2.0	83,725	13,470	23,502	2.0P増	-	32,994	0.6P増
合計	H26 (決算)	13,225,349	15.9	11,006,568	400,283	1,818,498	83.2	-	-	91.6
	H27 (決算)	12,501,435	14.5	10,693,825	311,620	1,495,990	85.5	2.3P増	287,533	92.2
	H28 (決算)	12,206,393	12.2	10,778,014	228,961	1,199,418	88.3	2.8P増	341,779	93.1
	H29 (決算)	11,736,440	10.1	10,565,574	193,912	976,954	90.0	1.7P増	199,519	94.1
	H29 - H26	1,488,909	5.8	440,994	206,371	841,544	6.8P増	-	828,831	2.5P増